号外第699号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

次 目

例 条

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(総務課)
1294
那覇市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例(ちゃーがんじゅう課)・・・・・1295
那覇市頑張るマチグヮー支援基金条例(商工振興課)・・・・・・・1297
那覇市営住宅基金条例(建設企画課)・・・・・・・・1299
那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那覇市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)・・・・・・・・・1301
那覇市手数料条例の一部を改正する条例(環境保全課)・・・・・・・1304
那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例 (財政課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1307
那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例(国保・後期高齢医療課)
那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例(子育て応援課)・・・・・1310
那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例(教育委員会総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1314
那覇市営住宅条例の一部を改正する条例(建設企画課)・・・・・・1318
那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税制課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1320
那覇市介護保険条例の一部を改正する条例(ちゃーがんじゅう課)・・・・・1322
那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1325
那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(税制課)・・・・・1328

規 則

那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及ひ使用料の徴収等に関する規則(経宮企画室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1330
那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(こどもみらい課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則(経営企画室) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1335
那覇市会計規則の一部を改正する規則(出納室)・・・・・・・・・・1343
那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則(経営企画室)・・・・・・1350
那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及び那覇市臨 時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・1360
那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則(消防本部総 務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1364
那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行 規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・・・・・・・・・1367
那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・1368
那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・1372
那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・1379
那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(子育て応援 課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1384
那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(建設企画課)・・・・・1386
那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(こども みらい課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1388
那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規 則(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・1389
那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1404
那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

訓令

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令(経営企画室) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1409		
那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令(経営企画室)・・・・・・・・1420		
告 示		
那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程(建築指導課)・・・・・・・1434		
消防本部訓令		
那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1438		

条 例

那覇市条例第1号

平成21年3月26日

公 布 済

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22
年法律第67号) <u>第100条第13項及び第14</u>	年法律第67号) <u>第100条第14項及び第15</u>
<u>項</u> の規定に基づき、那覇市議会議員の調	<u>項</u> の規定に基づき、那覇市議会議員の調
査研究に資するために必要な経費の一	査研究に資するために必要な経費の一
部として、議会における会派又は議員に	部として、議会における会派又は議員に
対し政務調査費を交付することに関し	対し政務調査費を交付することに関し
必要な事項を定めるものとする。	必要な事項を定めるものとする。
農業 お工業の関由下類が引かれた効人()	「下「砂工如八」 いいる)に舞片する砂工祭

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第2号

平成21年3月31日

那覇市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

那覇市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、那覇市介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、那覇市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時 特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。
 - (1) 那覇市が行う介護保険に係る第1号被介護保険者の介護保険料について、平成 21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場 合
 - (2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電 算システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備 経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金 に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとす る。

那覇市条例第3号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市頑張るマチグヮー支援基金条例をここに公布する。

那覇市頑張るマチグヮー支援基金条例

(設置)

第1条 那覇市の中心商店街の活性化に向けた事業を行う者(以下「事業者」という。) の創意工夫による積極的な取り組みを支援するため、那覇市頑張るマチグヮー支 援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 基金は、次に掲げる費用に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。
 - (1) 事業者の実施する事業で、第1条の目的を達成するため特に助成の必要があるものとして選定した事業に係る補助金
 - (2) その他第1条の目的を達成するために行う事業に要する費用 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市条例第4号

平成21年3月27日 布 済

那覇市営住宅基金条例をここに公布する。

那覇市営住宅基金条例

(設置)

第1条 那覇市営住宅及び共同施設の円滑な運営に資するため、那覇市営住宅基金 (以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、国の補助を受けて取得した那覇市営住宅又は共同 施設(以下「市営住宅等」という。)の敷地を用途廃止して譲渡又は貸し付けた場 合の対価の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によ り管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰 り入れるものとする。

(繰替運用)

- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 基金は、次に掲げる費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分する ことができる。
 - (1) 市営住宅等(第3種住宅を除く。)の整備、修繕又は改良(以下「市営住宅の整 備等」という。)に要する費用
 - (2) 市営住宅の整備等に要する費用に充てるため起こした市債の元利償還金
 - (3) その他市営住宅の整備等に伴い必要な費用 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定め る。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市条例第5号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号) の一部を次のように改正する。

+1 -		
ŊΤ	그 다다	
\bot X \bot	上前	

_____ (1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除 き、1週間当たり40時間とする。

- 2 「略]
- 3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする勤務時間を別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 [略]

2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

改正後

(1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。
- 2 [略]
- 3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする勤務時間を別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 [略]

2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前 (法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態) (法第10条務の形態) 務の形態) 第12条 法第10条第1項第5号の条例で定 第12条 法 める勤務の形態は、那覇市職員の勤務時 める勤務の間、休日及び休暇に関する条例(昭和47 間、休日及び休暇に関する条例(昭和47 間、休日及

年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条

改正後

(法第10条第1項第5号の条例で定める勤 務の形態)

第12条 法第10条第1項第5号の条例で定 める勤務の形態は、那覇市職員の勤務時 間、休日及び休暇に関する条例(昭和47 年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条 例」という。)第3条の2第2項の規定の適用を受ける職員の勤務の形態で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き勤務時間条例第3条の2第2項に規定する規則で定める時間を超えず、かつ、1回の勤務が同規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を 週休日とし、当該期間につき1週間当 たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は</u> 25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間 当たり1日以上の割合の日を週休日と し、当該期間につき1週間当たりの勤 務時間が20時間、24時間又は25時間と なるように勤務すること。

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第17条 育児短時間勤務職員についての 給与条例の規定の適用については、次の 表の左欄に掲げる給与条例の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

[表 別記]

例」という。)第3条の2第2項の規定の適用を受ける職員の勤務の形態で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き勤務時間条例第3条の2第2項に規定する規則で定める<u>日数</u>を超えず、かつ、1回の勤務が同規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を 週休日とし、当該期間につき1週間当 たりの勤務時間が<u>19時間35分、23時間</u> 15分又は24時間35分となるように勤 務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間 当たり1日以上の割合の日を週休日と し、当該期間につき1週間当たりの勤 務時間が19時間35分、23時間15分又は 24時間35分となるように勤務するこ と。

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い) 第17条 「略]

[表 別記]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記] [第17条の表]

[略]			
第21条第1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする	
[略]			

[改正後 別記] [第17条の表]

[略]			
第21条第1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする	
[略]			

.....

那覇市条例第6号

平成21年3月27日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]

備考

- 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 2の条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及び これらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額		
(1)~	(1)~(32) [略]				
(33)	狂犬病予防法施行令第3条の規定 に基づく犬の狂犬病予防注射済 票の再交付	[略]			
(34)	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]			
<u>(35)∼(38)</u> [略]					

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額			
(1)~	(1)~(32) [略]					
(33)	狂犬病予防法施行令第3条の規定 に基づく犬の狂犬病予防注射済 票の再交付	[略]				
(34)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律(平成14年法律第88 号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付	愛がん用メジロ 飼養登録票の交 付手数料、更新 手数料又は再交 付手数料	1件につき 3,400円			
(35)	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]				
(36) ~	$(36) \sim (39)$ [略]					

那覇市条例第7号

2009(平成21)年3月31日

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(1963年那覇市条例第28号)の一部を 次のように改正する。

改正前	改正後
付則	付 則 4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市条例第8号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
	(被保険者としない者)	(被保険者としない者)
	第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164	第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164
	号)の規定により、児童福祉施設に入所	号)の規定により、児童福祉施設に入所
	している児童 <u>であって民法</u> (明治29年法	している児童 <u>又は小規模住居型児童養</u>
	律第89号)の規定による扶養義務者のな	育事業を行う者若しくは里親に委託さ
	いものは、被保険者としない。	れている児童であって、民法(明治29年
		法律第89号)の規定による扶養義務者の
		ないものは、被保険者としない。
1	- 歴史 - 現工芸の関由て領ぶけなるをか八(2)	「エ「はずか八」」い、る。)に基皮をフルズ外

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

.....

那覇市条例第9号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市乳幼児医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

那覇市乳幼児医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、<u>乳幼児</u>の医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もって<u>乳幼児</u>の健やかな育成に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 乳幼児 6歳に達する日以後の最 初の3月31日までの者をいう。

- (2) 保護者 親権を行う者、<u>後見人</u>そ の他の者で<u>乳幼児</u>を現に監護するも のをいう。
- (3) 「略]
- (4) その他の医療に関する法令の規定 次に掲げる規定をいう。
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第20条及び第56条第1項

イ [略]

(5)~(7) [略]

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成 の対象となる者(以下「助成対象者」と いう。)は、医療保険各法の規定による 被保険者若しくは組合員若しくは被扶

那覇市こども医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、<u>こども</u>の医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もって<u>こども</u>の健やかな育成に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 [略]

- (1) こども 本市に住所を有し、15歳 に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者又は学校教育法(昭和22 年法律第26号)第1条に規定する中学 校、中等教育学校の前期課程若しくは 特別支援学校の中学部を卒業する日 若しくは終了する日の属する月の末 日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、<u>未成年後</u> <u>見人</u>その他の者で<u>こども</u>を現に監護 するものをいう。
- (3) 「略]
- (4) [略]
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第20条<u>、第21条の5</u>及び第56条第 1項

イ 「略]

 $(5) \sim (7)$ [略]

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員若しくは被扶

養者又はその他の医療に関する法令の

規定による医療費を負担する扶養義務

者若しくは民法(明治29年法律第89号)

第877条第1項に定める扶養義務者であ り、かつ、こどもの保護者とする。

養者又はその他の医療に関する法令の 規定による医療費を負担する扶養義務 者若しくは民法(明治29年法律第89号) 第877条第1項に定める扶養義務者であ り、かつ、本市に住所を有する乳幼児(生 活保護法(昭和25年法律第144号)による 保護を受けている乳幼児を除く。以下 「対象乳幼児」という。)の保護者とす る。

> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の いずれかに該当する者は、助成対象者 としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144 号)による保護を受けているこども の保護者
- (2) 6歳に達した日以後の最初の4月1 日以降にあるこどもで、那覇市母子 及び父子家庭等医療費助成条例(平 成7年那覇市条例第15号)による医療 費の助成を受けることができるこど もの保護者
- (3) 那覇市重度心身障害者医療費等 助成条例(平成4年那覇市条例第15 号)により医療費の助成を受けるこ とができるこどもの保護者

(助成の範囲)

第5条 市長は、第3条に規定する助成対 象者のこどもに係る医療費(こどもが4 歳に達する日の属する月の翌月1日以後 の者である場合にあっては、入院に係る 医療費に限る。)につき、一部負担金を 支払った場合において、当該支払額(高 額療養費及び付加給付等があるときは、 その額を控除した額)を助成する。ただ し、3歳児(3歳に達する日の属する月の 翌月1日から4歳に達する日の属する月 の末日までの者)については、規則で定 める額を控除した額を助成する。

(受給資格者証の提示)

(助成の範囲)

第5条 市長は、第3条に規定する助成対 象者の対象乳幼児に係る医療費(対象乳 幼児が4歳に達する日の属する月の翌月 1日以後の者である場合にあっては、入 院に係る医療費に限る。)につき、一部 負担金を支払った場合において、当該支 払額(高額療養費及び付加給付等がある ときは、その額を控除した額)を助成す る。ただし、3歳児(3歳に達する日の属 する月の翌月1日から4歳に達する日の 属する月の末日までの者)については、 規則で定める額を控除した額を助成す る。

(受給資格者証の提示)

第7条 受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、<u>対象乳幼児</u>に係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは、受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 [略]

2 前項の申請は、<u>対象乳幼児</u>が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、市長が、特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

- 第9条 受給資格者は、次の各号のいずれ かに該当するときは、その旨を速やかに 市長に届け出なければならない。
 - (1) 対象乳幼児又は受給資格者が氏名 又は住所を変更したとき。

 $(2) \sim (3)$ 「略]

第7条 受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、<u>こども</u>に係る一部負担金の額について保険医療機関等で証明を受けるとき及び助成金の支給申請をするときは、受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 「略]

2 前項の申請は、<u>こども</u>が医療を受けた 日の属する月の翌月の初日から起算し て1年以内に行わなければならない。た だし、市長が、特にやむをえない事由が あると認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

第9条 「略]

- (1) <u>こども</u>又は受給資格者が氏名又は 住所を変更したとき。
- $(2) \sim (3)$ 「略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市こども医療費助成条例の規定は、平成21年4月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成対象者)	(助成対象者)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 前項の規定にかかわらず、次の各号の いずれかに該当する者は、助成対象者と	2 [略]
しない。	
$ (1) \sim (4) [略] $	(1)~(4) [略]

- (5) <u>那覇市乳幼児医療費助成条例</u>(平成5年那覇市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者
- (5) <u>那覇市こども医療費助成条例</u>(平成5年那覇市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者

備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

那覇市条例第10号

平成21年3月27日

公 布 済

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例

那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法(昭和26年 法律第285号)第18条及び第22条の規定 に基づき、博物館の設置及び運営に関し 必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

- 第5条 博物館の施設を使用しようとす るものは、教育委員会の許可を受けなけ ればならない。許可された事項を変更し ようとするときも同様とする。
- 2 [略]

(使用許可の制限)

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれ かに該当するときは、使用許可をしな V
 - $(1) \sim (6)$ 「略]

(使用許可の取消し等)

- 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれ かに該当するときは、使用許可を取り消 し、又は使用を制限し、若しくは停止す ることができる。
 - (1) 使用許可を受けたもの(以下「使用 者」という。)がこの条例又はこれに 基づく教育委員会規則若しくは許可 条件に違反したとき。
 - (2) 使用者が正当な手続によらないで 使用の目的等を変更したとき。
 - (3) その他使用が不適当と認められる とき。
- 2 前項の規定に基づく使用許可の取消 し又は使用の制限若しくは停止によっ て使用者が損失を受けても、本市は、そ の責めを負わない。

(特別の設備)

第8条 使用者は、博物館の施設に特別の | 第8条 利用者は、博物館の施設に特別の

改正後

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法(昭和26年 法律第285号)第18条の規定に基づき、博 物館の設置及び運営に関し必要な事項 を定めるものとする。

(利用許可)

- 第5条 博物館の施設を利用しようとす るものは、教育委員会の許可を受けなけ ればならない。許可された事項を変更し ようとするときも同様とする。
- 2 [略]

(利用許可の制限)

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれ かに該当するときは、利用許可をしな 11
 - (1)~(6) 「略]

(利用許可の取消し等)

- 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれ かに該当するときは、利用許可を取り消 し、又は利用を制限し、若しくは停止す ることができる。
 - (1) 利用許可を受けたもの(以下「利用 者」という。)がこの条例又はこれに 基づく教育委員会規則若しくは許可 条件に違反したとき。
 - (2) 利用者が正当な手続によらないで 利用の目的等を変更したとき。
 - (3) その他利用が不適当と認められる とき。
- 2 前項の規定に基づく利用許可の取消 し又は利用の制限若しくは停止によっ て利用者が損失を受けても、本市は、そ の責めを負わない。

(特別の設備)

設備をし、又は変更を加えてはならな い。ただし、教育委員会の許可を受けた ときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、博物館の施設を使用す る権利を他に譲渡し、又は転貸すること はできない。

(使用料)

- 第10条 企画展示室を使用しようとする ものは、別表第2により算定した額の使 用料を納付しなければならない。
- 2 使用料は、使用許可の際に徴収する。 ただし、市長が特別の理由があると認め るときは、使用後に徴収することができ る。

(観覧料等の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認 めるときは、観覧料又は使用料を減額 し、又は免除することができる。

(入館の制限等)

- 第13条 教育委員会は、次の各号のいず れかに該当する者に対しては、入館を拒 み、又は退館を命ずることができる。
 - $(1) \sim (2)$ 「略]
 - (3) その他博物館の管理上支障がある として教育委員会規則で定める者

(損害賠償)

第14条 入館者及び使用者は、博物館の 施設又は展示資料等を損傷し、又は滅失 したときは、市長の定めるところによ り、その損害を賠償しなければならな

(博物館協議会)

第15条 「略]

2 協議会は、委員10人で組織する。

3~4 「略]

(職員)

第16条 博物館に館長、学芸員その他必 要な職員を置く。

設備をし、又は変更を加えてはならな い。ただし、教育委員会の許可を受けた ときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、博物館の施設を利用す る権利を他に譲渡し、又は転貸すること はできない。

(使用料)

第10条 企画展示室を利用しようとする ものは、別表第2により算定した額の使 用料を納付しなければならない。

(観覧料等の免除)

第11条 市長は、特別の理由があると認 めるときは、観覧料又は使用料の全部又 は一部を免除することができる。

(入館の制限等)

第13条 [略]

- (1)~(2) [略]
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償)

第14条 入館者及び利用者は、博物館の 施設又は展示資料等を損傷し、又は滅失 したときは、市長の定めるところによ り、その損害を賠償しなければならな V

(博物館協議会)

第15条 「略]

2 協議会は、委員10人以内で組織する。 3~4 「略]

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

[別表第1 別記]

別表第2(第10条関係)

[表 略]

備考 入場料を徴収する場合とは、企画 展示室の<u>使用者</u>が、入場料(会費、賛 助金、寄附金、募金等を含む。)を徴 収する場合をいう。 (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が定める。

[別表第1 別記]

別表第2(第10条関係)

「表 略]

備考 入場料を徴収する場合とは、企画 展示室の利用者が、入場料(会費、賛助 金、寄附金、募金等を含む。)を徴収す る場合をいう。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

区分		観覧料(1人1回につき)		
		一般	高校生大学生	中学生以下
常設展示	[略]			
企画展示		1,050円以内で <u>教</u>	<u> 教育委員会</u> がその	都度定める額

備考 「略]

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

区分		観覧料(1人1回につき)		
		一般	高校生大学生	中学生以下
常設展示	[略]			
企画展示		1,050円以内で <u>市長</u> がその都度定める額		

備考 [略]

那覇市条例第11号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(督促、延滞金の徴収)	(督促、延滞金の徴収)
第18条 [略]	第18条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、入居者がその納付すべき金額	3 市長は、入居者がその納付すべき金額
<u>を納期限までに納付しない場合におい</u>	を納期限までに納付しない場合におい
ては、その納付すべき金額に、納期限の	ては、那覇市税外収入金の督促及び滞納
翌日から納付の日までの期間の日数に	処分に関する条例(1963年那覇市条例第
応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日	28号)の例により延滞金額を徴収する。
から1月を経過するまでの期間について	
は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計	
算した額に相当する延滞金額を、その納付すべきの知ります。	
付すべき金額に加算して徴収する。ただ し、延滞金額が100円未満の端数がある	
ときは、これを切り捨てた額とし、100	
円未満の額であるときは徴収しない。	
4 [略]	4 [略]
	(第3種住宅の廃止による移転料の支払
	<u>\(\rangle \) \</u>
	第56条の4 市長は、第3種住宅の廃止によ
	り除却すべき第3種住宅の除却前の最終 の入居者が、当該第3種住宅の廃止に伴
	い住居を移転した場合においては、規則
	で定めるところにより、通常必要な移転
	料を支払うものとする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第12号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条 例をここに公布する。

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号) の一部を次のように改正する。

改正前

(都市再開発法による不均一課税)

第7条 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋(法附則第16条の規定による減額の適用を受けない部分及び同条第5項の規定による3分の1の減額の適用を受ける部分に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第62条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、同条に規定する税率に4分の3を乗じて得た率とする。

改正後

(都市再開発法による不均一課税)

第7条 都市再開発法(昭和44年法律第38 号)第2条第6号に規定する施設建築物で 同法第138条第1項の規定に該当する家 屋(地方税法施行令(昭和25年政令第245 号) 附則第12条第1項第8号の基準部分以 外の部分に係る法附則第15条の8第3項 に規定する従前の権利者が所有する部 分及び同項の規定による3分の1の減額 の適用を受ける部分に限る。)に対して 課する固定資産税の税率は、那覇市税条 例(昭和47年那覇市条例第80号)第62条 の規定にかかわらず、当該家屋に対して 新たに固定資産税を課することとなっ た年度から5年度分の固定資産税に限 り、同条に規定する税率に4分の3を乗じ て得た率とする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第13号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前

`

(保険料率)

- 第6条 平成18年度から平成20年度まで の各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号 に規定する第1号被保険者をいう。以下 同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令 第412号。以下「令」という。)第38条 第1項第1号に掲げる者 26,280円
 - (2) 令<u>第38条第1項第2号</u>に掲げる者 26,280円
 - (3) 令<u>第38条第1項第3号</u>に掲げる者 39,420円
 - (4) 令<u>第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>52,560円</u>

改正後

(保険料率)

- 第6条 平成21年度から平成23年度まで の各年度における保険料率は、介護保険 法施行令(平成10年政令第412号。以下 「令」という。)第39条に規定する基準 に基づき算定するものとし、次の各号に 掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に 規定する第1号被保険者をいう。以下同 じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める額とする。
 - (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 28,620円
 - (2) 令<u>第39条第1項第2号</u>に掲げる者 28,620円
 - (3) 令<u>第39条第1項第3号</u>に掲げる者 42,924円
 - (4) 令<u>第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>57,240円</u>
 - (5) 次のいずれかに該当する者 66,396円
 - ア 合計所得金額(地方税法(昭和25 年法律第226号)第292条第1項第13 号に規定する合計所得金額をい う。以下同じ。)が125万円未満で ある者であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。)

(6) 今第38条第1項第6号に掲げる者 78,840円

- (6) 次のいずれかに該当する者 71,544円
 - ア 合計所得金額が125万円以上200 万円未満の者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1条第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 85,860円
 - ア 合計所得金額が200万円以上400 万円未満の者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 100,164円
 - ア 合計所得金額が400万円以上600 万円未満の者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
- (9) 前各号のいずれにも該当しない者 114,480円

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。) に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の那覇市介護保険条例第6条の規定にかかわらず、52,080円とする。

那覇市条例第14号

平成21年3月27日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

に改正する。	
改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとお	第2条 [略]
りとする。	
(1) [略]	(1) [略]
(2) 保育業務従事手当	
<u>(3)∼(13)</u> [略]	<u>(2)∼(12)</u> [略]
(税務手当)	(税務手当)
第3条 税務手当は、職員が市税に係る業	第3条 税務手当は、職員が市税に係る業
務のうち次に掲げるものに従事したと	務のうち次に掲げるものに従事したと
きに、それぞれ次に掲げる額を支給す	きに、それぞれ次に掲げる額を支給す
る。ただし、同一の日において、第1号	る。
及び第2号の業務に従事したときは、第2	
<u> </u>	(1) [mt-7]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 市税の賦課又は賦課に係る調査	
<u>の業務 従事した日1日につき150円</u>	(a) (a) [mt]
2 前項第1号及び第2号に掲げる業務が	
対象者等を訪問して行われたときは、前	
項の規定による額に、従事した日1日に	

(保育業務従事手当)

<u>つき、200円を加算する。</u>

第4条 保育業務従事手当は、保育士である職員が保育の業務に従事したときに、 従事した日1日につき、160円を支給する。

(福祉事務従事手当)

- 第5条 福祉事務従事手当は、<u>職員</u>が次に 掲げる業務に従事したときに、従事した 日1日につき、それぞれ次に掲げる額を 支給する。
 - (1) 社会福祉に係る現業の業務 350

(福祉事務従事手当)

- 第4条 福祉事務従事手当は、社会福祉主事又はこれと同等の職務を行う職員が次に掲げる業務に従事したときに、従事した日1日につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。
 - (1) 生活保護等社会福祉に係る支援

円

(2) 社会福祉に係る調査、指導等のた め対象となる家庭を訪問する業務 (前号の業務を除く。)で職員の心身 に著しい負担を与えると規則で定め るもの <u>175円</u>

第6条~第8条 [略]

(違反建築物取締手当)

第9条 違反建築物取締手当は、建築監視 員である職員が違反建築物の使用の禁 止、工事の施工の停止等を命ずるため対 象者等を訪問調査する業務に従事した ときに、従事した日1日につき、200円を 支給する。

第10条~第13条 [略]

(危険物等取扱作業手当)

- 第14条 危険物等取扱作業手当は、次の 場合に、従事した日1日につき、それぞ れ次に掲げる額を支給する。
 - (1) 環境センターに勤務する職員が 焼却炉設備の保守点検等の作業で、 著しく危険な作業として規則で定め る作業に従事したとき 800円を超 えない範囲内で規則で定める額

(2) \sim (3) [略]

第15条 [略]

(手当額の特例)

第16条 [略]

- 2 次に掲げる特殊勤務手当の支給され る勤務に従事した時間が勤務の特殊性 を考慮して規則で定める時間に満たな いときは、当該手当は支給しない。
 - (1) 税務手当(第3条第1項第3号及び 第4号に係るものを除く。)
 - (2) 保育業務従事手当

 $(3) \sim (4)$ [略]

第17条 [略]

を要する者に生活指導を行う等の業 務で規則で定めるもの 400円

(2) 前号の業務のほか、社会福祉に係 る調査、指導等のため対象となる家 庭を訪問する業務で職員の心身に著 しい負担を与えると規則で定めるも の 200円

第5条~第7条 [略]

(違反建築物取締手当)

第8条 違反建築物取締手当は、建築監視 員である職員が、違反建築物に対する措 置の対象者等を訪問し、当該違反建築物 の使用の禁止、工事の施工の停止等を命 じたときに、従事した日1日につき、200 円を支給する。

第9条~第12条 「略]

(危険物等取扱作業手当)

第13条 [略]

 $(1)\sim(2)$ [略]

第14条 [略]

(手当額の特例)

第15条 [略]

2 [略]

(1) 税務手当(第3条第1項第2号及び 第3号に係るものを除く。)

 $(2) \sim (3)$ [略]

第16条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 2の条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市条例第15号

平成21年3月27日 公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市税条例の一部を改正する条例(平成20年那覇市条例第31号)の一部を次のように改 正する。

改正前	改正後
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第34条の7 所得割の納税義務者が、前年	第34条の7 [略]
中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄	
附金の額の合計額(当該合計額が前年の	
総所得金額、退職所得金額及び山林所得	
金額の合計額の100分の30に相当する金	
額を超える場合には、当該100分の30に	
相当する金額)が5,000円を超える場合	
には、その超える金額の100分の6に相当	
する金額(当該納税義務者が前年中に第	
1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附	
金の額の合計額が5,000円を超える場合	
にあっては、当該100分の6に相当する金	
額に特例控除額を加算した金額。以下こ	
の項において「控除額」という。)をそ	
の者の第34条の3及び前条の規定を適用	
した場合の所得割の額から控除するも	
のとする。この場合において、当該控除	
額が当該所得割の額を超えるときは、当	
該控除額は、当該所得割の額に相当する	
金額とする。	() () [574.7]
(1)~(2) [略]	$(1) \sim (2)$ [略]
	(3) 社会福祉法人那覇市社会福祉協
	議会に対する寄附金(当該法人の主
	たる目的である業務に関連するもの
- Fmt-7	<u>に限る。)</u>
2 [略]	2 [略]

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の那覇市税条例の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に 支出する寄附金について適用する。

規則

那覇市規則第3号

平成21年3月31日

那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及び使用料の徴収等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及び使用料の徴収等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号。 以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)の観覧料及び企画展示室の使用料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(観覧料の徴収)

第2条 条例第4条に規定する観覧料は、観覧券を発行する際に徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期を指定して納付させることができる。

(使用料の徴収)

第3条 条例第10条に規定する使用料は、利用許可の際に徴収する。ただし、市 長が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して納付させること ができる。

(観覧料の免除)

- 第4条 条例第11条の規定に基づき、観覧料の全部を免除することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の幼稚園の幼児並びに学校の児童及び生徒が学習を目的として観覧する場合
 - (2) 学校教育法の規定による本市内の幼稚園の幼児並びに学校の児童及び生徒が学校行事等教育上の目的で観覧する場合
 - (3) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律 (昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童 及び生徒が観覧する場合
 - (4) 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級 (学校教育法第81条に規定する特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並び にその引率者が観覧する場合
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している幼児及び少年並びにその引率者が観覧する場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体

障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合

- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧す る場合
- (8) 知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更正相談所の長又は精神衛 生鑑定医により知的障害者と判定された者をいう。)及びその引率者が観覧 する場合
- (9) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に 入所している者及びその引率者が観覧する場合
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45 条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそ の引率者が観覧する場合
- (11) その他市長が必要と認める場合
- 2 条例第11条の規定に基づき、観覧料の一部を免除することができる場合及び その額は、次のとおりとする。
 - (1) 本市が共催する行事のため観覧する場合 観覧料の2分の1の額
 - (2) 他の地方公共団体が主催する行事のため観覧する場合 観覧料の2分の1 の額
 - (3) 本市に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合 観覧料の2 分の1の額
 - (4) 市長が認める観光用クーポン等で観覧する場合 観覧料の5分の1の額
 - (5) その他市長が必要と認める場合 観覧料の2分の1又は5分の1の額
- 3 前項の規定により観覧料の一部を免除する場合において、免除する額に1円 未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(使用料の免除)

- 第5条 条例第11条の規定に基づき、使用料を免除することができる場合及びそ の額は、次のとおりとする。
 - (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合 全額
 - (2) 国又は他の地方公共団体が焼物等に関する行事に利用する場合 全額
 - (3) その他市長が特に必要と認める場合 全額又は使用料の2分の1の額
- 2 前項の規定により使用料の一部を免除する場合において、免除する額に1円 未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(観覧料及び使用料の免除手続)

- 第6条 観覧料又は使用料の免除を受けようとする者は、市長が定める様式に従い、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、免除を適 当と認めるときは、免除承認書を交付するものとする。

(観覧料及び使用料の還付)

- 第7条 条例第12条ただし書の規定に基づき、観覧料又は使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、還付する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
 - (1) 天災その他不可抗力により観覧又は企画展示室の利用ができなくなった 場合 観覧料にあっては全額又は使用料にあっては利用できなかった期間 に相当する額
 - (2) 博物館の修理又は改築その他博物館の管理上の理由により観覧又は企画 展示室の利用ができなくなった場合 観覧料にあっては全額又は使用料に あっては利用できなかった期間に相当する額
 - (3) 利用者が利用開始目前の30日前までに企画展示室の利用の取りやめを申し出た場合 利用の取りやめを申し出た期間に係る使用料の2分の1の額
 - (4) その他市長が特に必要と認める場合 観覧料又は使用料の全額又は2分の1の額

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の観覧料及び使用料の徴収等に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市規則第4号

平成21年3月31日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように 改正する。

	改正前		改正後		
別表(第2条関係) 別表(第2条関係)					
	名称	定員	名称	定員	
	那覇市めおと橋保育所	50人	那覇市めおと橋保育所	56人	
[略]		[略]			
	那覇市宇栄原保育所	126人	那覇市宇栄原保育所	116人	
	[略]		[略]		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

.....

那覇市規則第5号

平成21年3月31日

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市公園条例施行規則(1970年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公示事項を掲示する場所)	(公示事項を掲示する場所)
第17条 条例第12条の3第1項第1号の規則 で定める場所は、建設管理部 <u>都市施設管</u> <u>理センター</u> 公園管理室とする。	第17条 条例第12条の3第1項第1号の規則 で定める場所は、建設管理部公園管理室 とする。
(保管工作物等一覧簿)	(保管工作物等一覧簿)
第18条 条例第12条の3第2項の規則で定める様式は保管工作物等記録票(第11号様式)とし、同項の規則で定める場所は建設管理部 <u>都市施設管理センター</u> 公園管理室とする。	第18条 条例第12条の3第2項の規則で定 める様式は保管工作物等記録票(第11号 様式)とし、同項の規則で定める場所は 建設管理部公園管理室とする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正 後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該 改正部分を削る。

(那覇市職員職名等規則の一部改正)

第2条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(職員)			(職員)		
第2条 職員の	D職位及び職名は、次のとお	É	第2条 [略]		
りとする。					
職位	職名		職位	職名	
[略]			[略]		
副部長級	副部長 参事 局長 管理センター長		副部長級	副部長 参事 局長	
[略]			[略]		
主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学 員 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任 保健師 主任栄養士 主任の防技術員 主任 総合現業員 主任環ト 整備員 主任運転手 主任調理員 工長		主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸 員 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任 保健師 主任栄養士 主任の財技術員 主任 発音員 主任環境ト 整備員 主任運転手 主任調理員	
主事級	主事 技師 学芸員 保育士 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員		主事級	主事 技師 学芸員 保育士 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員	

環境整備員 総合現業 員 調理員 運転手 工夫 環境整備員 総合現業 員 調理員 運転手

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市税条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(徴税吏員等)	(徴税吏員等)		
第3条 条例第2条第1号に規定する委任を 受けた市職員は、企画財務部長、健康福 祉部参事監、 <u>企画財務部副部長(税制課</u> 担当副部長)及び健康保険局参事並びに 税制課、市民税課、資産税課、納税課及 び <u>国保・後期高齢医療課</u> に勤務する職員	第3条 条例第2条第1号に規定する委任を 受けた市職員は、企画財務部長、健康福 祉部参事監、 <u>企画財務部副部長</u> 及び健康 保険局参事並びに税制課、市民税課、資 産税課、納税課及び <u>国保長寿医療課</u> に勤 務する職員とする。		
とする。			
2 [略]	2 [略]		
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部			

分に改める。 (那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表によ	る改正について準用する。

[改正前 別記]

別表

職員等の職務等級区分表

和吴 77 * 27 和 77.	3 3 10 1 1 2 2 2 3
区分	職員等
[略]	
2等級の職務	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長 <u>、管理センター長</u> 、局長、
にある者	参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の
	館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務
	局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令
3等級の職務	主幹、専門主幹、係長、主査、専門主査、学芸員主査、専門員主査、
にある者	保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く
	公民館の館長、分館長、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主
	査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主
	査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備
	<u>員、工長</u>
[略]	

[改正後 別記]

別表

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2等級の職務 にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、室長、 所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、担当副 参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務 局長、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令
3等級の職務 にある者	主幹、専門主幹、係長、主査、専門主査、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員
[略]	

(那覇市庁舎管理規則の一部改正)

第5条 那覇市庁舎管理規則(昭和50年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改	正前		改	正後
別表(第3条関係)		5	別表(第3条関係)	
区分	庁舎管理者		区分	庁舎管理者
[略]	総務部長		[略]	総務部長
新都心銘苅庁舎			新都心銘苅庁舎	
首里支所庁舎	市民文化部長		真和志庁舎	
小禄支所庁舎			首里支所庁舎	市民文化部長
真和志庁舎			小禄支所庁舎	
消防本部庁舎	消防長		消防本部庁舎	消防長
[略]			[略]	
[略]			[略]	
/+++v				

備考

- 1 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分 及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 る罫線を加える。
- 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及 び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫 線を削る。

(那覇市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第6条 那覇市教育委員会に対する事務委任規則(昭和52年那覇市規則第46号)の一部を次

のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180	地方自治法(昭和22年法律第67号)第180
条の2の規定に基づき市長は、次の各号に	条の2の規定に基づき市長は、次の各号に
掲げる権限(<u>第1号から第3号まで、第4号</u>	掲げる権限(博物館及び幼稚園に係るもの
(動産の賃借に関することに限る。)、第5	を除く。ただし、第4号に規定する不動産
<u>号及び第6号にあっては、幼稚園に係るも</u>	の賃借に関することで、幼稚園の土地に係
のを除く。)を那覇市教育委員会(以下「委	るものは含む。)を那覇市教育委員会(以下
員会」という。)に委任する。	「委員会」という。)に委任する。
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]
FIG. 1a. See Sa. T. Hills In . Level 1	

備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第7条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

	改正前			改正後
別表第2(第4条	関係)	別	表第2(第4条]	関係)
読み替えら れる字句	読み替える字句		読み替えら れる字句	読み替える字句
[略]			[略]	
主幹	議会事務局の主幹 教育委員会事務局の 主幹 選挙管理委員会事務 局の主幹		主幹	議会事務局の主幹 教育委員会事務局の 主幹 教育機関の主幹 選挙管理委員会事務 局の主幹
主査	議会事務局の係長 教育委員会事務局の 主査又は専門員主査、 教長、学芸員主査、副所 長、学芸員主査、副所 長、では中央の館長 と公民館の 選挙管理委員会事務局の 農業委員会事務局の 農業査		主査	監査委員事務局の主 整 整 整 主 主 を 事 務局の係長 教育委員会事務局の 主 を を を を を を の 主 を を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の の と の の と の の に の の の の の の の の の の の の の

備考

- 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市庁議規則の一部改正)

第8条 那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

>1	1 1	7, - 2 1 - 2 1 2 1 2 - 0	
→1 → →1.		→1 → 1/t	
		改止後	

(副部長会議の設置)

第9条 [略]

2 副部長会議は、副市長、各部の副部長、 健康保険局参事(健康推進課担当参事) 及び出納室副参事で構成し、企画財務部 担当副市長(以下「担当副市長」という) が主宰する。ただし、担当副市長に事故 があるとき又は担当副市長が欠けたと きは他の副市長が代理する。

3~6 [略]

(副部長会議の設置)

第9条 [略]

2 副部長会議は、副市長、各部の副部長 並びに企画財務部参事(企画調整課担 当)、健康保険局参事(健康推進課担当参 事)及び出納室副参事で構成し、企画財 務部担当副市長(以下「担当副市長」と いう)が主宰する。ただし、担当副市長 に事故があるとき又は担当副市長が欠 けたときは他の副市長が代理する。

3~6 [略]

(副部長会議の付議手続)

第13条 副部長会議に案件を付議しよう とするときは、要旨及び説明資料を添え て副部長会議の1週間前までに企画財務 部長に提出しなければならない。

第14条~第15条 [略]

第13条~第14条 [略]

備考

- 1 第7条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 2の条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

(那覇市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第9条 那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康	第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康
保険局 <u>国保・後期高齢医療課</u> において処	保険局 <u>国保長寿医療課</u> において処理す
理する。	る。
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第15号様式 別記]	[第15号様式 別記]
[第16号様式 別記]	[第16号様式 別記]
備者 第3条の表備者の規定は この表によ	- ろ改正について進用する

[改正前 別記] 第8号様式

国民健康保険限度額適用 • 標準負担減額認定申請書

	 V4. 1 2 11 12 12 11 - 1 11 11 1
[略]	
[略]	
[略]	

国保·後期高齢医療課 記入欄	[略]
[略]	

[改正後 別記] 第8号様式

国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書

[略]		
[略]		
[略]		

<u>国保長寿医療課</u> 記入欄	[略]
[略]	

[改正前 別記] 第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]			
	<u>国保</u> •	後期高齢医	療課
[略]	課長	担当主査	担当
[略]			

[改正後 別記] 第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]			
	玉	保長寿医療語	果
[略]	課長	担当主査	担当
[略]	1		

[改正前 別記] 第16号様式

国民健康保険葬祭費支給申請書

[略]	
	国保・後期高齢医療課

[略]	課長	担当主査	担当
[略]			

[改正後 別記] 第16号様式

国民健康保険葬祭費支給申請書

	*P1*12*21 /4*2*2*/10 1 1	H14		
[略]				
		玉	保長寿医療語	果
[略]		課長	担当主査	担当
[略]				

(那覇市IT創造館運営審議会規則の一部改正)

第10条 那覇市IT創造館運営審議会規則(平成17年那覇市規則第47号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後	
(庶務)	(庶務)	
第7条 審議会の庶務は、経済観光部 <u>商工</u>	第7条 審議会の庶務は、経済観光部 <u>商工</u>	
振興課において処理する。 <u>農水課</u> において処理する。		
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。		

(那覇市伝統工芸館運営審議会規則の一部改正)

第11条 那覇市伝統工芸館運営審議会規則(平成17年那覇市規則第50号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後	
(庶務)	(庶務)	
第7条 審議会の庶務は、経済観光部 <u>商工</u>	第7条 審議会の庶務は、経済観光部 <u>商工</u>	
振興課において処理する。 <u>農水課</u> において処理する。		
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。		

(那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則の一部改正)

第12条 那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則(平成17年那覇市規則第52号)の一部を 次のように改正する。

改正前	改正後		
(庶務)	(庶務)		
第8条 審議会の庶務は、市民文化部歴史	第8条 審議会の庶務は、市民文化部 <u>博物</u>		
<u>博物館</u> において処理する。	<u>館</u> において処理する。		
- 備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。			

(那覇市歴史博物館運営審議会規則の一部改正)

第13条 那覇市歴史博物館運営審議会規則(平成18年那覇市規則第10号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後		
(庶務)	(庶務)		
第7条 審議会の庶務は、市民文化部歴史	第7条 審議会の庶務は、市民文化部 <u>博物</u>		
<u>博物館</u> において処理する。	<u>館</u> において処理する。		
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。			

(那覇市障害者介護給付費等審査会規則の一部改正)

第14条 那覇市障害者介護給付費等審査会規則(平成18年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(庶務)	(庶務)	
第4条 審査会の庶務は、健康福祉部 <u>障害</u>	第4条 審査会の庶務は、健康福祉部 <u>障が</u>	
福祉課において処理する。	<u>い福祉課</u> において処理する。	
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。		

(那覇市ぶんかテンブス館運営審議会規則の一部改正)

第15条 那覇市ぶんかテンブス館運営審議会規則(平成18年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(庶務)	(庶務)	
第7条 審議会の庶務は、経済観光部 <u>商工</u>	第7条 審議会の庶務は、経済観光部 <u>商工</u>	
<u>振興課</u> において処理する。	<u>農水課</u> において処理する。	
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。		

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市規則第6号

平成21年3月31日

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

	1
改正前	改正後
以此則	以止復

(歳入の徴収又は収納事務の委託)

第34条 [略]

2~4 「略]

5 前項の規定により払込みをしたとき は、<u>即日受託収納内訳書</u>に関係書類を添 えて主管課長に提出しなければならな い。

6~8 「略]

(歳入の徴収又は収納事務の委託)

第34条 [略]

2~4 「略]

5 前項の規定により払込みをしたときは、<u>即日、受託収納内訳書</u>に関係書類を 添えて主管課長に提出しなければなら ない。

6~8 「略]

- 第34条の2 令第158条の2第1項に規定す る市税については、会計管理者と協議 の上、私人に収納の事務を委託するこ とができる。
- 2 市税の収納の事務を私人に委託した ときは、その旨を告示し、かつ当該私 人(以下「市税収納事務受託者」とい う。)に市税収納事務受託者証票を交付 しなければならない。
- 3 市税収納事務受託者は、市税を収納したときは、次に掲げる事務を行わなければならない。ただし、あらかじめ会計管理者の承認を得たときは、この限りでない。
 - (1) 収納金を速やかに指定金融機関等 に払込書により払い込むこと。
 - (2) 前号の規定により払込みをしたときには、即日、受託収納内訳書(当該内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に関係書類を添えて主管課長に提出すること。
 - (3) 毎月分の収納実績について、翌月 の10日までに受託収納実績書を主管 課長を経て会計管理者に送付するこ と。
- 4 前項第2号の受託収納内訳書が送付されたときは、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならない。
- 5 今第158条の2第1項に規定する規則で

(委託の解除)

- 第35条 収入事務委託について、収入事務 受託者が歳入の徴収又は収納に関し、故 意若しくは重大な過失があると認める とき、委託を継続し難い特別の理由があ るとき又は委託をする必要がなくなっ たときは、解除するものとする。
- 2 課長は、前項の規定により収入事務委 託の解除を必要と認めるときは、その理 由及び収入事務受託者の氏名を記載し た書類によって会計管理者に合議しな ければならない。
- 3 課長は、収入事務委託を解除したとき は、直ちにその旨を<u>収入事務受託</u>に通知 して関係帳簿、現金領収帳<u>、その他の用</u> 紙を返還させるとともにその旨を告示 しなければならない。

(会計管理者による出納員等の検査) 第95条 会計管理者は、必要があると認

- 定める基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 公金の収納の事務の受託に関し、 十分な実績を有すること。
- (2) 事業規模が委託する収納の事務を 遂行するのに十分であると認められ、 かつ、安定的な経営基盤を有している こと。
- (3) 収納した市税を確実かつ速やかに 払い込むことができること。
- (4) 収納に関する記録を電子計算機に より電磁的記録として管理し、その電 磁的記録を提供することができるこ と。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及 び改ざんの防止その他個人情報の適 正な保護及び管理のために必要な措 置を講じていること。
- 6 前各項に定めるもののほか、委託する 市税の収納の事務について必要な事項 は、市長が別に定める。

(委託の解除)

- 第35条 収入事務委託について、収入事務 受託者の歳入の徴収若しくは収納の事 務又は市税収納事務受託者の市税の収 納の事務に関し、委託を継続し難い特別 の理由があるとき又は委託をする必要 がなくなったときは、解除することがで きる。
- 2 課長は、前項の規定により収入事務委託の解除を必要と認めるときは、その理由及び収入事務受託者<u>又は市税収納事務受託者</u>の氏名を記載した書類によって会計管理者に合議しなければならない。
- 3 課長は、収入事務委託を解除したときは、直ちにその旨を収入事務受託者又は 市税収納事務受託者に通知して関係帳 簿、現金領収帳<u>その他の収入事務の遂行</u> に必要なものを返還させるとともにそ の旨を告示しなければならない。

(会計管理者による出納員等の検査) 第95条 会計管理者は、必要があると認 めるときは、出納員、収納出納員、収納 取扱員及び資金前渡受領者の取扱いに 係る現金の出納保管、その他の会計事務 について、<u>所属職員をして検査させるこ</u> とができる。

(会計管理者による公金取扱者の検査)

第97条 会計管理者は、必要があると認めるときは、所属職員をして収入事務受託者の取扱いに係る歳入の徴収又は収納に関する事務について検査させることができる。

(検査の立会い)

第98条 会計管理者が前3条に規定する検査を行うときは、<u>関係者</u>は当該検査に立ち会わなければならない。

(検査の報告等)

第100条 「略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定は、第97条の規定による検査を行った場合について準用する。この場合において、同項中「出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者」とあるのは「収入事務受託者」と読み替えるものとする。

[別表 別記]

めるときは、出納員、収納出納員、収納 取扱員及び資金前渡受領者の取扱いに 係る現金の出納保管、その他の会計事務 について、検査することができる。

(会計管理者による公金取扱者の検査)

- 第97条 会計管理者は、必要があると認めるときは、収入事務受託者の取扱いに係る歳入の徴収若しくは収納に関する事務又は第69条の支出の事務を受託した私人(以下「支出事務受託者」という。)の支出に関する事務について、検査することができる。
- 2 会計管理者は、市税収納事務受託者の 取扱いに係る市税の収納の事務につい て、検査しなければならない。

(検査の立会い)

第98条 会計管理者が前3条に規定する検査を行うときは、会計管理者が指定する 者は当該検査に立ち会わなければならない。

(検査の報告等)

第100条 「略]

- 2 [略]
- 3 第1項の規定は、第97条の規定による検査を行った場合について準用する。この場合において、同項中「出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者」とあるのは「収入事務受託者、市税収納事務受託者又は支出事務受託者」と読み替えるものとする。

[別表 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及 び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線 を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分

及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る 罫線を加える。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) 出納員
- [表略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

	設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
総			[略]	21-7-12
務部	新庁舎建設室	[略]	1	
企	経営企画室	室長		
画	情報政策課	[略]		
財務	税制課	[略]		
部	財政課	課長		
	市民税課	[略]		
	[略]			
市	[略]			
民	文化振興課	[略]		
文化	歴史博物館	[略]		
部				
経	商工振興課	[略]		
済	労働農水課	[略]		
観光	観光課	[略]		
部				
[略]			
健	[略]			
康	ちゃーがんじゅう課	[略]		
福祉	障害福祉課	[略]		
部	保護課	[略]		
	健 健康推進課	[略]		
	康国保・後期高齢医療課	[略]		
	保 特定健診課	[略]		
	局			
[略]			

建	[略]	
設	建築工事課	[略]
管理	都 道路管理室	[略]
部	立 公園管理室	[略]
	施 土木管理事	耳務所 [略]
	<u>市営住宅室</u>	[略]
	理	
	<u>セ</u>	
	センタ	
消	総務課	[略]
防		
本		
部 [略	<u> </u>	
教	」 [略]	
教		Em [mb]
委	市民スポーツ	
委員	文化財課	[略]
会	[略]	
	中央図書館	[略]
	<u> </u>	<u>館</u> <u>館長</u>
	教育研究所	[略]
	[略]	

[改正後 別記] 別表第6(第7条関係) 別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) 出納員
- [表略]
- (9) 原幼虫幼昌及戊原納取扨昌

2)	収納出納員及び収納取扱員		 	
	設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
総	[略]		[略]	
務部	新庁舎建設室	[略]		
企	企画調整課	課長		
画	財政課	課長		
好务	情報政策課	[略]		
部	行政経営課	課長		
	税制課	[略]		
	[略]			
1	[略]			
民亡	文化振興課	[略]		
文匕邻	博物館	[略]		
圣	商工農水課	[略]		
斉	なはまちなか振興課	[略]		
観 光 郛	観光課	[略]		
略	<u> </u>			
建	[略]			
表	ちゃーがんじゅう課	[略]		
畐业	摩がい福祉課	[略]		
部	保護課	[略]		
	健 健康推進課	[略]		
	康 国保長寿医療課	[略]		
	保 特定健診課 局	[略]		
[略				
.凹了 建	[略]		_	
没	建築工事課	[略]	1	
管理	道路管理室	[略]	1	
生	公園管理室	[略]		
	·	·	_	

部	<u>土木管理事務所</u>	[略]
	市営住宅室	[略]
消	総務課	[略]
防土		
本部		
[略	<u>[</u>	
教	[略]	
育	市民スポーツ課	[略]
育委員	高校総体推進室	<u>室長</u>
会	文化財課	[略]
	[略]	
	中央図書館	[略]
	教育研究所	[略]
	[略]	[略]

那覇市規則第7号

平成21年3月31日

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前

(設置)

第1条 那覇市事務分掌条例(1966年那覇 市条例第13号)第1条に規定する部に別 表のとおり局(都市施設管理センターを 含む。)、課及び室(以下「課内室」とい う。)を置く。

(部の長等の職)

第2条 部に部長及び副部長を置き、健康 保険局に局長を、都市施設管理センター に管理センター長を置く。

2~3 「略]

- 4 前3項に定めるもののほか、必要があ るときは、部に参事監、参事、担当副参 事又は副参事、課に担当副参事若しくは 副参事、主幹又は主査(予防主査、環境 整備主查、総合現業主査、操作整備主査、 プラント整備主査及び運転主査を含む。 以下同じ。)を置くことができる。
- 5 [略]

(総務部における課の分掌事務)

第5条 「略]

2~4 「略]

- 5 管財課の分掌事務は、次のとおりとす る。
 - (1)~(2) 「略]
 - (3) 本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理 に関すること。
 - $(4) \sim (11)$ 「略]
- 6 「略]

(企画財務部における課の分掌事務)

- 第6条 経営企画室の分掌事務は、次のと おりとする。
 - $(1) \sim (3)$ 「略]
 - (4) 主要事業の進行管理に関するこ

改正後

(設置)

第1条 那覇市事務分掌条例(1966年那覇 市条例第13号)第1条に規定する部に別 表のとおり局、課及び室(以下「課内室」 という。)を置く。

(部の長等の職)

第2条 部に部長及び副部長を置き、健康 保険局に局長を置く。

2~3 「略]

- 4 前3項に定めるもののほか、必要があ るときは、部に参事監、参事、担当副参 事又は副参事、課に担当副参事若しくは 副参事、主幹又は主査(予防主査、環境 整備主査、総合現業主査、プラント整備 主査及び運転主査を含む。以下同じ。) を置くことができる。
- 5 [略]

(総務部における課の分掌事務)

第5条 [略]

2~4 「略]

5 [略]

- $(1) \sim (2)$ 「略]
- (3) 本庁舎、新都心銘苅庁舎及び真和 志庁舎の管理に関すること。
- $(4) \sim (11)$ 「略]
- 6 [略]

(企画財務部における課の分掌事務)

- 第6条 企画調整課の分掌事務は、次のと おりとする。
 - (1) \sim (3) 「略]

_ ك_

- (5) [略]
- (6) 都市経営に関すること。
- (7) 行財政改革の推進に関すること。
- (8) 行政組織及び定員に関すること。
- (9) 事務管理及び能率に関すること。
- (10) IS09001に関<u>すること。</u>
- (11) 地方分権に関すること。
- (12) 経営改革アクションプランに関 すること。
- (13) 行政評価に関すること。
- $(14) \sim (15)$ [略]
- 2 情報政策課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) 電子自治体推進施策の企画立案及 び総合調整に関すること。
 - (2) 電子自治体推進施策事業の進行管 理及び総合調整に関すること。
 - (3) 基幹系業務処理システムの整備に 関すること。
 - (4) 主管課の個別業務システムの整備 支援及び調整に関すること。
 - (5) 庁内ネットワークの管理及び情報 セキュリティーに関すること。
 - (6) はん用機、サーバー、パソコン等 の情報機器の管理に関すること。
- 3 財政課の分掌事務は、次のとおりとす る。
 - (1) 予算の編成、決算及び予算の執行 管理に関すること。
 - (2) 市債及び一時借入金に関するこ
 - (3) 地方交付税、地方譲与税、利子割 交付金等に関すること。
 - (4) 特別会計予算の調製に関するこ
 - (5) 財政事情の公表及び財政調査に関

(4) [略]

- (5)~(6) [略]
- (7) 税外収入の総括に関すること。
- 2 財政課の分掌事務は、次のとおりとす <u>る。</u>
 - (1) 予算の編成、決算及び予算の執行 管理に関すること。
 - (2) 市債及び一時借入金に関するこ
 - (3) 地方交付税、地方譲与税、利子割 交付金等に関すること。
 - (4) 特別会計予算の調製に関するこ
 - (5) 財政事情の公表及び財政調査に関 すること。
 - (6) バランスシートの総括に関するこ
- 3 情報政策課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) 電子自治体推進施策の企画立案及 び総合調整に関すること。
 - (2) 電子自治体推進施策事業の進行管 理及び総合調整に関すること。
 - (3) 基幹系業務処理システムの整備に 関すること。
 - (4) 主管課の個別業務システムの整備 支援及び調整に関すること。
 - (5) 庁内ネットワークの管理及び情報

すること。

(6) バランスシートの総括に関するこ <u>と。</u>

- 4 税制課の分掌事務は、次のとおりとす る。
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 軽自動車の標識交付に関するこ と。
 - (5) [略]
- <u>5</u> [略]
- 6 資産税課の分掌事務は、次のとおりと する。
 - (1) [略]
 - (2) [略]
 - (3) 施設等所在市町村調整助成交付金 に関すること。
 - $(4) \sim (5)$ [略]
- 7 [略]

(市民文化部における課の分掌事務)

第7条 [略]

2~3 [略]

- セキュリティーに関すること。
- (6) はん用機、サーバー、パソコン等 の情報機器の管理に関すること。
- 4 行政経営課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) 都市経営に関すること。
 - (2) 事務管理及び能率に関すること。
 - (3) 行政組織及び定員に関すること。
 - (4) 行財政改革の推進に関すること。
 - (5) 行財政改革に関する指針等の策定 及び総合調整に関すること。
 - (6) 経営改革アクションプランに関す ること。
 - (7) IS09001に関すること。
 - (8) 行政評価に関すること。
 - (9) 経営資源の配分システムの総合調 整に関すること。
 - (10) 地方分権に関すること。
- <u>5</u> [略]
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 原動機付自転車等の標識交付に関 すること。
 - (5) [略]
- 6 [略]
- 7 [略]
 - (1) 「略]
 - (2) 国有資産等所在市町村交付金に関 すること。
 - (3) [略]
 - (4) 施設等所在市町村調整交付金に関 すること。
 - (5)~(6) [略]
- 8 [略]

(市民文化部における課の分掌事務)

第7条 [略]

2~3 [略]

- 4 歴史博物館の分掌事務は、次のとおり とする。
 - $(1) \sim (4)$ 「略]

(経済観光部における課の分掌事務) 第8条 商工振興課の分掌事務は、次のと おりとする。

- (1)~(10) [略]
- (11) 中心商店街の活性化その他の商 業の振興に関すること。
- $(12) \sim (14)$ [略]
- (15) 路上喫煙防止に関すること。

- 2 労働農水課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) 労働及び雇用に関すること。
 - (2) 優秀技術者の表彰に関すること。
 - (3) 職業訓練に関すること。
 - $(4) \sim (6)$ [略]
 - (7) 農林水産業の振興に関すること。
 - (8) 畜産に関すること。
 - (9) 農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁 場の整備に関すること。
 - (10) 漁港及び水産施設の管理に関す ること。
 - (11) 農業委員会に関すること。
 - <u>(12)</u> [略]

- | 4 博物館の分掌事務は、次のとおりとす る。
 - (1)~(4) [略]
 - (5) 那覇市立壺屋焼物博物館に関す ること。

(経済観光部における課の分掌事務)

- 第8条 商工農水課の分掌事務は、次のと おりとする。
 - $(1) \sim (10)$ 「略]
 - (11)~(13) [略]
 - (14) 労働及び雇用に関すること。
 - (15) 優秀技術者の表彰に関すること。
 - (16) 職業訓練に関すること。
 - (17) 農林水産業の振興に関すること。
 - (18) 畜産に関すること。
 - (19) 農漁業生産基盤の整備及び沿岸 漁場の整備に関すること。
 - (20) 漁港及び水産施設の管理に関す <u>ること。</u>
 - (21) 農業委員会に関すること。
- 2 なはまちなか振興課の分掌事務は、次 のとおりとする。
 - (1) 中心商店街の活性化その他の商業 の振興に関すること。
 - (2) 路上喫煙防止に関すること。
 - $(3) \sim (5)$ [略]

(6) [略]

3 [略]

(健康福祉部における課及び健康保険局 の分掌事務)

第10条 「略]

- 2 福祉政策課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) 福祉事業の総合計画に関するこ と。
 - $(2) \sim (4)$ [略]
 - (5) 災害援助に関すること。
 - (6) \sim (7) [略]
- 3 障害福祉課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1)~(10) 「略]

4~5 「略]

- 6 健康推進課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) [略]
 - (2) 予防接種に関すること。
 - (3) 結核予防及び健康診断に関するこ
 - (4) 老人保健法(昭和57年法律第80号) の医療以外の保健事業に関すること。
 - (5) 母子保健法(昭和40年法律第141 号)に関すること。
 - (6) 健康づくりに関すること。
 - (7) 「略]
 - (8) 臓器移植、エイズ、麻薬等に関す ること。
 - (9) [略]
 - <u>(10)</u> 保健センターに関すること。
 - (11)~(13) [略]
 - (14) [略]

3 [略]

(健康福祉部における課及び健康保険局 の分掌事務)

第10条 「略]

- 2 [略]
 - (1) 福祉事業の総合企画及び総合調整 に関すること。
 - $(2) \sim (4)$ 「略]
 - (5) 被災者支援に関すること。
 - (6) \sim (7) [略]
 - (8) ホームレス対策に関すること。
 - (9) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地 区事務局に関すること。
- 3 障がい福祉課の分掌事務は、次のとお りとする。
 - (1)~(10) 「略]

4~5 「略]

- 6 「略]
 - (1) [略]
 - (2) 予防接種及び感染症に関するこ と。
 - (3) がん検診等に関すること。
 - (4) 健康づくりに関すること。
 - (5) 母子保健に関すること。
 - (6) 食生活改善に関すること。
 - (7) 「略]
 - (8) 臓器移植、エイズ、薬物乱用等に 関すること。
 - (9) [略]

(10)~(12) [略]

- (13) 保健センターに関すること。
- (14) [略]

7 国保・後期高齢医療課の分掌事務は、 次のとおりとする。

(1)~(6) [略]

8 [略]

(こどもみらい部における課の分掌事 務)

第11条 「略]

- 2 [略]
- 3 子育て応援課の分掌事務は、次のとお りとする。
 - (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第 238号)及び児童手当法に関すること。

 $(2) \sim (9)$ [略]

(建設管理部における課及び都市施設管 理センターの分掌事務)

第13条 建設管理部における課の分掌事 務は次項(第5号及び第6号を除く。)から 第5項まで、都市施設管理センターの分 掌事務は、次項第5号及び第6号並びに第 6項から第9項までに規定する事務とす る。

| 7 国保長寿医療課の分掌事務は、次のと おりとする。

 $(1) \sim (6)$ 「略]

8 [略]

(こどもみらい部における課の分掌事 務)

第11条 「略]

- 2 [略]
- 3 「略]
 - (1) 子育て応援及び児童健全育成に関 すること。
 - (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第 238号) 及び特別児童扶養手当等の支 給に関する法律(昭和39年法律第134 号)に関すること。
 - (3) 児童手当法に関すること。
 - $(4) \sim (11)$ [略]
 - (12) 母子生活支援施設さくらに関す ること。

(建設管理部における課の分掌事務)

第13条 建設企画課の分掌事務は、次の とおりとする。

- (1) 住宅政策に関すること。
- (2) 民間賃貸住宅の活用等に関するこ
- (3) 市営住宅建替計画に関すること。
- (4) 市営住宅建替事業における民間活 用用地に関すること。
- (5) 建設管理部の所管する施設の管理 に係る企画に関すること。
- (6) 特殊地下壕対策事業に関するこ

- 2 建設企画課の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) 住宅政策に関すること。
 - (2) 民間賃貸住宅の活用等に関するこ
 - (3) 市営住宅建替計画に関すること。
 - (4) 市営住宅建替事業における民間活 用用地に関すること。
 - (5) 建設管理部の所管する施設の管理 に係る企画に関すること。
 - (6) 特殊地下壕対策事業に関するこ

<u>3~9</u> [略]

(総括課)

第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表 の中欄に掲げる課を当該部の総括課と し、第5条から第13条までに定める当該 課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げ る事務を所掌する。

音	総括課	事務
総務部	[略]	[略]
企画財務部	経営企画室	
市民文化部	[略]	
経済観光部	商工振興課	
環境部	[略]	
[略]		

「別表 別記〕

<u>2~8</u> [略] (総括課)

第15条 「略]

部	総括課	事務
総務部	[略]	[略]
企画財務部	企画調整課	
市民文化部	[略]	
経済観光部	商工農水課	
環境部	[略]	
[略]		

「別表 別記〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部 分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。
- 3 2の条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及び これらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分 及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る 罫線を加える。

6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記] 別表(第1条関係)

部	局	課	室
[略]			
企画財務部		経営企画室	
		情報政策課	
		財政課	
		税制課	
		[略]	
市民文化部		[略]	
		文化振興課	
		歴史博物館	
経済観光部		商工振興課	なはのまち活性化室
		労働農水課	雇用対策室
		観光課	
環境部		[略]	
		環境保全課	
		環境センター	
健康福祉部		福祉政策課	
		障害福祉課	
		ちゃーがんじゅう課	
		[略]	
	健康保険局	健康推進課	
		国保・後期高齢医療課	
		特定健診課	
[略]	.		
建設管理部		[略]	
		建築工事課	
	都市施設管	道路管理室	
	理センター	公園管理室	
		土木管理事務所	
		市営住宅室	

[改正後 別記] 別表(第1条関係)

部 部	局	課	室
[略]	1		
企画財務部		企画調整課	
		財政課	
		情報政策課	
		行政経営課	
		税制課	
		[略]	·
市民文化部		[略]	
		文化振興課	
		博物館	
経済観光部		商工農水課	企業立地雇用対策室
		なはまちなか振興課	
		観光課	
環境部		[略]	
		環境保全課	
健康福祉部		福祉政策課	
		<u>障がい福祉課</u>	
		ちゃーがんじゅう課	
		[略]	
	健康保険局	健康推進課	
		国保長寿医療課	
		特定健診課	
[略]		_	
建設管理部		[略]	
		建築工事課	
		道路管理室	
		公園管理室	
		土木管理事務所	
		市営住宅室	

那覇市規則第8号

平成21年3月31日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及び那覇市臨時職員 の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及び那覇市臨時職員の 身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則 第20号)の一部を次のように改正する。

改正前

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

第2条 条例第3条第2項本文の規定により職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に割り振る。この場合において、午後0時15分から午後1時までは、休憩時間とする。

2 [略]

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

- 第3条 任命権者は、条例第3条の2第2項本文の定めるところに従い週休日(条例第3条第1項の週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第4条の勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。
- 2 任命権者は、条例第3条の2第2項ただ し書の定めるところに従い週休日及び 勤務時間の割振りを定める場合には、次 に掲げる基準に適合するように行わな ければならない。

(1)~(2) [略]

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

(年次有給休暇の日数)

第18条 条例第9条第1項第1号の規則で 定める日数は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1 日未満の端数があるときは、これを四捨 五入して得た日数)とする。

改正後

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

第2条 条例第3条第2項本文の規定により職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に割り振る。この場合において、午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

2 [略]

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第3条 任命権者は、条例第3条の2第2項本文の定めるところに従い週休日(条例第3条第1項の週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第4条の勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 [略]

(1)~(2) 「略]

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

(年次有給休暇の日数)

第18条 [略]

- (1) 「略]
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 160時間に条例第2条第2項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

(年次有給休暇の単位及び換算)

第20条 「略]

- 2 [略]
- 3 1時間を単位として使用した年次有給 休暇を日に換算する場合には、次の各号 に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に 掲げる時間数をもって1日とする。
 - (1) 次号から第4号までに掲げる職員 以外の職員 8時間
 - (2) 育児休業法第10条第1項第1号から 第4号までに掲げる勤務形態の育児短 時間勤務職員等

ア~イ 「略]

- ウ 育児休業法第10条第1項第3号又 は第4号 8時間
- (3) 「略]
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に 掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤 務職員を除く。) <u>8時間</u>

(特別休暇)

第21条の2 「略]

- 2 [略]
- 3 1時間を単位として使用した別表第2 第13号及び第22号の休暇を日に換算す る場合には、次の各号に掲げる職員の区 分に応じ、当該各号に掲げる時間数を もって1日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

- (1) [略]
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

(年次有給休暇の単位及び換算)

第20条 [略]

- 2 [略]
- 3 [略]
- (1) 次号から第4号までに掲げる職員 以外の職員 7時間45分
- (2) 「略]

ア~イ [略]

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又 は第4号 7時間45分

- (3) 「略]
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に 掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤 務職員を除く。) <u>7時間45分</u>

(特別休暇)

第21条の2 「略]

- 2 [略]
- 3 [略]
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外 の職員 <u>7時間45分</u>

- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ご との勤務時間の時間数(<u>8時間</u>を超える場合にあっては、<u>8時間</u>とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ご との勤務時間の時間数(7時間45分を 超える場合にあっては、7時間45分と し、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 <u>7時間</u> <u>45分</u>

[別表第2 別記]

「別表第2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

[改正前 別記]

別表第2(第21条の2関係)

号	休暇を受ける場合	期間			
1~6	1~6 [略]				
	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]			
8~22 [略]					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第21条の2関係)

号	休暇を受ける場合	期間			
1~6	1~6 [略]				
7	職員が <u>裁判員、</u> 証人、鑑定人、 参考人等として国会、裁判所、 地方公共団体の議会その他官 公署へ出頭する場合で、その 勤務しないことがやむを得な いと認められるとき。				
8~22 [略]					

備考 [略]

(那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を 次のように改正する。

改正前	改正後	
(勤務時間等)	(勤務時間等)	
第14条 臨時職員の1日の勤務時間は、 <u>8</u> <u>時間</u> とする。	第14条 臨時職員の1日の勤務時間は、 <u>7</u> <u>時間45分</u> とする。	
2~4 [略]	2~4 [略]	
備考 第1条の表備考1の規定は、この表に。	よる改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第2の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

那覇市規則第9号

平成21年3月31日

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)

第2条 本部に次の課及び係を置く。

課	係
総務課	総務係 企画係
警防課	警防係 救助係
救急課	救急指導係 救急係
予防課	予防係 指導查察係 保安調查係
指令情報課	管理係 指令第1係 指令第2係

第2条 本部に次の課、室及び係を置く。

課	室	係
総務課		総務係 企画係
	消防広 域化対 策室	
警防課		警防係 救助係
救急課		救急指導係 救急係
予防課		予防係 指導查察係 保安調査係
指令情報課		管理係 指令第1係 指令第2係 指令第3係

(本部職員の職及び階級)

- 第3条 本部に消防長及び副消防長を、課 に課長を、係に係長を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、必要がある ときは、本部に参事を、課に副参事、主 幹又は主査を、係に主任、主任主事又は 主事を置くことができる。
- 3 消防職員の職名及び階級は、次の表の とおりとし、同表の左欄に掲げる職は、 同表の右欄に掲げる階級にある者を もって充てる。ただし、参事、課長、副 参事、主幹、係長、主査、主任、主任主 事及び主事については、消防長が特に必 要と認めるときは、消防吏員以外の消防 職員のうちからこれに充てることがで

(本部職員の職及び階級)

- 第3条 本部に消防長及び副消防長を、課 に課長を<u>、室に室長を</u>、係に係長を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、必要がある ときは、本部に参事を、課に副参事、主 幹又は主査を、室に主査、主任、主任主 事又は主事を、係に主任、主任主事又は 主事を置くことができる。
- 3 「略]

きる。

職名		階級
[略]		
課長	副参事	消防司令長
[略]		

(消防長、副消防長及び課長等の職務)

第4条 [略]

- 2 [略]
- 3 課長及び係長は、各上司の命を受けて 所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監 督する。
- 4 [略]

(職務の代理)

第5条 [略]

- 2 [略]
- 3 課長に事故があるときは、主務の<u>主幹</u> 又は係長が、主務の係長にも事故がある ときは、消防長が定める係長がその職務 を代理する。

(分掌事務)

第7条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(12) 「略]

(13) [略]

- 2 「略]
- 3 警防課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(8) [略]

4~5 [略]

	職名		階級
[略]			
課長_	室長	副参事	消防司令長
[略]			

(消防長、副消防長及び課長等の職務)

第4条 [略]

- 2 [略]
- 3 課長<u>、室長</u>及び係長は、各上司の命を 受けて所管の事務を掌理し、所属職員を 指揮監督する。
- 4 [略]

(職務の代理)

第5条 「略]

- 2 [略]
- 3 課長に事故があるときは、主務の係長 が、主務の係長にも事故があるときは、 消防長が定める係長がその職務を代理 する。
- 4 室長に事故があるときは、前項の規定 を準用する。この場合において、「主務 の係長」とあるのは「主査」と読み替える ものとする。

(分掌事務)

第7条 [略]

- $(1) \sim (12)$ [略]
- (13) 消防広域化に関すること。

(14) [略]

- 2 [略]
- 3 [略]
 - (1) \sim (8) 「略]
 - (9) 消防団の活動に関すること。

4~5 [略]

備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前

- の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市規則第10号

平成21年3月31日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一 部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48 年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(日常生活上必要な行為)	(日常生活上必要な行為)
第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書	第2条の5 [略]
の日常生活上必要な行為であって規則	
で定めるものは、次に掲げる行為とす	
る。	
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
	(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以
	上の期間にわたり日常生活を営むの
	に支障がある配偶者(婚姻の届出をし
	ていないが、事実上婚姻関係と同様の
	事情にある者を含む。以下この号にお
	いて同じ。)、子、父母、配偶者の父
	母及び職員と同居している次に掲げ
	る者の介護(継続的に又は反復して行
	われるものに限る。)
	ア・孫、祖父母及び兄弟姉妹
	イ 職員との間において事実上子と
	同様の関係にあると認められる者
	及び職員又は配偶者との間において事実上公母と同様の関係になる
	て事実上父母と同様の関係にある と認められる者
th to 10-20 - 40-1-20 1031 1-1-1-1-1-10 10 10	

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成20 年4月1日から適用する。

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改

正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

2 改正後の規則の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害 について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従 前の例による。

那覇市規則第11号

平成21年3月31日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(管理職)</u>	
第5条 条例第10条第4項の規則で定める	<u>第5条 削除</u>
職は、第10条第1項の規定により管理職	
<u>手当を支給する職及び隔日勤務の消防</u>	
<u>司令とする。</u>	
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
人事課 <u>障害福祉課</u> ちゃーがんじゅう課 [略]	[略]	
[略]		
管財課 労働農水課 道路建設課 [略]	[略]	
[略]	•	

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
人事課 <u>障がい福祉課</u> ちゃーがんじゅう課 [略]	[略]	
[略]		
管財課 なはまちなか振興課 道路建設課 [略]	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	副部長 局長 管理センター長 参事(市長の定めるものに 限る。)	100分の14
	[略]	
[略]		
選挙管理委員会事務局	事務局長	100分の14 (市長が定める場合にあっては100分の15)
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
市長事務部局	[略]	
	副部長 局長 参事(市長の定めるものに 限る。)	100分の14
	[略]	
[略]		
選挙管理委員会事務局	事務局長	100分の14
	[略]	
[略]		

那覇市規則第12号

平成21年3月31日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用についる学歴免許の号数にその加える年数に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に 掲げる者のうち当該各号に定める経験 年数を有する者の号給は、第11条第1項 の規定による号給(前条の規定による号 給を含む。以下この項において「基準号 給」という。)の号数に、当該経験年数 の月数を12月(その者の経験年数のうち 5年を超える経験年数(第2号、第3号又は 第5号に掲げる者で必要経験年数が5年 以上の年数とされている職務の級に決 定されたものにあっては当該各号に定 める経験年数とし、職員の職務にその経 験が直接役立つと認められる職務で あって市長の定めるものに従事した期 間のある職員の経験年数のうち部内の 他の職員との均衡を考慮して市長が相 当と認める年数を除く。)の月数にあっ

改正後

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を取得するとで当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を力とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に 掲げる者のうち当該各号に定める経験 年数を有する者の号給は、第11条第1項 の規定による号給(前条第1項の規定の 適用を受ける者にあっては、同項の規定 による号給。以下この項において「基準 号給」という。)の号数に、当該経験年 数の月数を12月(その者の経験年数のう ち5年を超える経験年数(第2号、第3号又 は第5号に掲げる者で必要経験年数が5 年以上の年数とされている職務の級に 決定されたものにあっては当該各号に 定める経験年数とし、職員の職務にその 経験が直接役立つと認められる職務で あって市長の定めるものに従事した期 間のある職員の経験年数のうち部内の 他の職員との均衡を考慮して市長が相 ては、18月)で除した数(1未満の端数が あるときは、これを切り捨てた数)に 4(新たに職員となった者が条例第10条 第4項の管理職員(以下「管理職員」とい う。) であるときは、3) を乗じて得た数 を加えて得た数を号数とする号給(市長 の定める者にあっては、当該号給の数に 3を超えない範囲内で市長の定める数を 加えて得た数を号数とする号給)とする ことができる。

 $(1) \sim (5)$ 「略]

第15条~第33条 [略]

(昇給の号給数)

第34条 職員を条例第10条第3項の昇給を させる場合の号給数は、次の各号のとお りとする。

- (1) 条例第10条第4項の職員 4号給 (管理職員にあっては3号給)
- (2) 条例第10条第5項の規定の適用を 受ける職員 2号給

当と認める年数を除く。)の月数にあっ ては、18月)で除した数(1未満の端数が あるときは、これを切り捨てた数)に別 表第7の2昇給号給数表のA欄の上段に掲 げる号給数を乗じて得た数を加えて得 た数を号数とする号給(市長の定める者 にあっては、当該号給の数に3を超えな い範囲内で市長の定める数を加えて得 た数を号数とする号給)とすることがで きる。

(1)~(5) [略]

第15条~第33条 [略]

(管理職員の職)

- 第33条の2 条例第10条第4項の規則で定 める職は次の各号に掲げる職とする。
- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員 でその職務の級が6級以上であるもの の職
- (2) 消防司令
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職 員でその職務の級が6級であるものの 職
- (4) 医療職給料表(3)の適用を受ける職 員でその職務の級が6級であるものの 職

(昇給区分及び昇給の号給数)

- 第34条 職員の勤務成績に応じて決定さ れる昇給の区分(以下「昇給区分」とい う。)は、第33条に規定する勤務成績の 証明に基づき、当該職員が次の各号に掲 げる職員のいずれに該当するかに応じ、 当該各号に定める昇給区分に決定する ものとする。この場合において、第2号 又は第3号に掲げる職員に該当するか否 かの判断は、市長の定めるところにより 行うものとする。
- (1) 勤務成績が良好である職員 A
- (2) 勤務成績がやや良好でない職員

2 市長の定める事由以外の事由によって 昇給目前1年間(当該期間の中途におい て新たに職員となった者にあっては、新 たに職員となった日から昇給日前日ま での期間。以下「基準期間」という。) の6分の1に相当する期間の日数以上の 日数を勤務していない職員の昇給の号 給数は、前項の規定にかかわらず、別表 第7の2の勤務していない日数の区分に 応じて同表に定める号給数とする。

3 前年の昇給日後に新たに職員となった 者又は同日後に第22条第3項、第25条第2 項(第27条において準用する場合を含 む。) 若しくは第38条の規定により号給 を決定された者の昇給の号給数は、前2 項の規定にかかわらず、前2項の規定に よる号給数に相当する数に、その者の新 たに職員となった日又は号給を決定さ れた日から昇給日の前日までの期間の 月数(1月未満の端数があるときは、これ を1月とする。)を12月で除した数を乗じ

- (3) 勤務成績が良好でない職員 C
- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、 前項の規定にかかわらず、当該各号に定 める昇給区分に決定するものとする。
 - (1) 市長の定める事由以外の事由に よって昇給日前1年間(当該期間の中途 において新たに職員となった者にあっ ては、新たに職員となった日から昇給 日の前日までの期間。次号において「基 準期間」という。)の6分の1に相当する 期間の日数以上の日数を勤務していな い職員(前項第3号に掲げる職員に該当 する職員及び次号に掲げる職員を除 <.) B
 - (2) 市長の定める事由以外の事由に よって基準期間の2分の1に相当する期 間の日数以上の日数を勤務していない 職員C
- 3 前項の規定により昇給区分を決定する こととなる職員について、その者の勤務 成績を総合的に判断した場合に当該昇 給区分に決定することが著しく不適当 であると認められるときは、同項の規定 にかかわらず、あらかじめ市長と協議し て、当該昇給区分より上位の昇給区分に 決定することができる。
- 4 条例第10条第3項の規定による昇給の 号給数は、昇給区分に応じて別表第7の2 に定める昇給号給数表に定める号給数 とする。
- 5 前年の昇給日後に新たに職員となった 者又は同日後に第22条第3項、第25条第2 項(第27条において準用する場合を含 む。) 若しくは第38条の規定により号給 を決定された者の昇給の号給数は、前項 の規定にかかわらず、同項の規定による 号給数に相当する数に、その者の新たに 職員となった日又は号給を決定された 日から昇給日の前日までの期間の月数 (1月未満の端数があるときは、これを1 月とする。)を12月で除した数を乗じて

て得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める職員にあっては、前2項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で市長の定める号給数)とする。

- 4 <u>前3項</u>の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 5 第1項から第3項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給を滅じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

[別表第1 別記]

[別表第2 別記]

[別表第7の2 別記]

得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で市長の定める号給数)とする。

- <u>6</u> <u>前2項</u>の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

[別表第1 別記]

[別表第2 別記]

[別表第7の2 別記]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。
- 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級~6級	[略]
7級	副部長、次長、参事 <u>、管理センター長</u> 、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
8級	[略]

イ~エ [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級~6級	[略]
7級	副部長、次長、参事 <u>、選挙管理委員会事務局長</u> 、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
8級	[略]

イ~エ [略]

[改正前 別記] 別表第2(第4条関係) 級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

那 覇 市 公 報

	試験	学歴免許	職務の級		
		等	1級~5級	6級	7級~8級
正	上級	大学卒	[略]	2	[略]
規				<u>15</u>	
の試	中級	短大卒	[略]	2	[略]
験				<u>18</u>	
	初級	高校卒	[略]	2	[略]
				20	
その	D他	中学卒	[略]	2	[略]
				<u>24</u>	

イ~エ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

	試験	学歴免許	職務の級		
		等	1級~5級	6級	7級~8級
正規	上級	大学卒	[略]	別に定め <u>る</u>	[略]
の試験	中級	短大卒	[略]	<u>別に定め</u> る	[略]
	初級	高校卒	[略]	別に定め る	[略]
その)他	中学卒	[略]	別に定め <u>る</u>	[略]

イ~エ [略]

[改正前 別記] 別表第7の2(第34条関係)

昇給号給数表

勤務していな	基準期間の6分の	基準期間の6分の	基準期間の6分の	基準期間の6分の
い日数の区分	1以上6分の1.5未	1.5以上6分の3未	3以上6分の4.5未	4.5に相当する期
	満に相当する期	満に相当する期	満に相当する期	間の日数以上の
	間の日数	間の日数	間の日数	日数
昇給の号給数	3(管理職員に	2	1	0
	あっては、2)			
	1	1	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は第34条第1項第2号の規定の適用を受ける職員以外 の職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける職員に適用する。

[改正後 別記] 別表第7の2(第14条、第34条関係)

昇給号給数表

昇給区分	A	В	С
昇給の号給 数	4(第33条の2各号に掲げる職員にあっ ては、3)	2	0
	2	1	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第10条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

那覇市規則第13号

平成21年3月31日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和58年那覇市規則第25号) の一部を次のように改正する。

改正前

(現業職員の範囲)

- 第2条 現業職員の範囲は、次に掲げると おりとする。
 - (1) [略]
 - (2) 主任環境整備員、主任予防技術員、 主任総合現業員、主任プラント整備 員、主任運転手、主任調理員及び工長 (以下「主任環境整備員等」という。)
 - (3) 環境整備員、予防技術員、総合現 業員、電話交換手、用務員、運転手、 調理員及び工夫(以下「環境整備員等」 という。)

(特殊勤務手当の種類)

- 第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとお りとする。
 - (1) 保育業務補助手当
 - (2) 調理業務手当
 - (3) 野犬等捕獲作業手当
 - (4) 感染症防疫作業等手当
 - (5) 危険物等取扱作業手当
 - (6) 道路上作業手当
 - (7) 特殊現場清掃手当
 - (8) 特殊自動車等運転手当
 - (9) 災害応急作業等手当

(保育業務補助手当)

第9条 保育業務補助手当は、現業職員が 保育の補助業務に従事したときに、従事 した日1日につき、100円を支給する。 (調理業務手当)

第10条 調理業務手当は、現業職員が給 食調理現場において調理業務に従事し たときに、従事した日1日につき、100 円を支給する。

改正後

(現業職員の範囲)

第2条 「略]

- (1) 「略]
- (2) 主任環境整備員、主任予防技術員、 主任総合現業員、主任プラント整備 員、主任運転手及び主任調理員(以下 「主任環境整備員等」という。)
- (3) 環境整備員、予防技術員、総合現 業員、電話交換手、用務員、運転手及 び調理員(以下「環境整備員等」とい

(特殊勤務手当の種類)

- 第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとお りとする。
 - (1) 感染症防疫作業等手当
 - (2) 危険物等取扱作業手当
 - (3) 災害応急作業等手当

(野犬等捕獲作業手当)

第11条 野犬等捕獲作業手当は、現業職 員が野犬の捕獲、ハブの駆除その他これ に準ずる危険な作業に従事したときに、 従事した日1日につき、250円を支給す る。

第12条 [略]

(危険物等取扱作業手当)

- 第13条 危険物等取扱作業手当は、次の 場合に、従事した日1日につき、それぞ れ次に掲げる額を支給する。ただし、同 一の日において第1号及び第2号の作業 に従事したときは、第2号の手当は支給 しない。
 - (1) 環境センターに勤務する現業職員 が焼却炉又は灰ピットの清掃作業に 従事したとき 800円
 - (2) 環境センターに勤務する現業職員 が次に掲げる作業に従事したとき 400円
 - ア ばいじん及び焼却灰その他の燃 え殻を取り扱う作業
 - イ 焼却炉、集じん機等の設備の保守 点検等の作業
 - (3) 現業職員が特殊勤務手当規則第7 条第2項に規定する危険物質又はその 疑いのある物質による被害の危険が ある区域内で行われる作業のうち市 長が認める危険な作業に従事したと き 460円

(道路上作業手当)

第14条 道路上作業手当は、現業職員が 交通を遮断することなく行う道路(歩道 を除く。)の維持修繕の作業で次に掲げ るものに従事したときに、従事した日1 日につき、100円を支給する。

第9条 [略]

(危険物等取扱作業手当)

第10条 危険物等取扱作業手当は、現業 職員が次の作業に従事したときに、従事 した日1日につき、それぞれ次に掲げる 額を支給する。

- (1) 特殊勤務手当規則第7条に規定す る危険物質又はその疑いのある物質 による被害の危険がある区域内で行 われる作業のうち市長が認める危険 な作業に従事したとき 460円
- (2) 人体に危険を及ぼすおそれのある 野犬、ハブ又はスズメバチその他の生 物の捕獲、駆除等の作業に従事したと き 250円

- (1) アスファルトを使用して行う道路 の舗装作業
- (2) 復工板又はトンブロックの設置又 は撤去の作業

(特殊現場清掃手当)

- 第15条 特殊現場清掃手当は、現業職員 が次に掲げる現場で行う除草、汚泥の除 去等の清掃作業に従事したときに、従事 した日1日につき、400円を支給する。
 - (1) 地上又は水面上5メートル以上の 足場の不安定な箇所又はこれに準ず る危険な箇所
 - (2) 暗きょ内

(特殊自動車等運転手当)

第16条 特殊自動車等運転手当は、現業 職員がクレーン付特殊自動車を運転し て復工板又はトンブロックの設置又は 撤去の作業に従事したときに、従事した 日1日につき、250円を支給する。

第17条 [略]

(手当額の特例)

- 第18条 次に掲げる特殊勤務手当の支給 される業務又は作業に従事した時間が3 時間45分に満たないときは、当該手当は 支給しない。
 - (1) 保育業務補助手当
 - (2) 調理業務手当
 - (3) 危険物等取扱作業手当(第13条第2 号に掲げるものに限る。)

第19条 [略]

[別表第6 別記]

第11条 [略]

第12条 [略]

[別表第6 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
[略]		
管財課	[略]	
労働農水課		
道路建設課		
[略]		

[改正後 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
[略]		
管財課	[略]	
商工農水課		
道路建設課		
[略]		

那覇市規則第14号

平成21年3月31日

那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成5年那覇市規則第18号)の一部を次のように 改正する。

改正前

<u>那覇市乳幼児医療費助成条例施行</u> 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>那覇市乳幼児医療費助成条例</u>(平成5年那覇市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により受 給資格の認定を受けようとする者は、<u>乳</u> 幼児医療費助成金受給資格認定申請書 を市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請が あった者について、受給資格の認定をし たときは、<u>乳幼児医療費助成金受給資格</u> 者証(以下「受給資格者証」という。) を交付するものとする。
- 2 受給資格者証を破損し、又は亡失した 者は、<u>乳幼児医療費助成金受給資格者証</u> 再交付申請書を市長に提出し、再交付を 受けなければならない。
- 3 市長は、助成対象者の所得額が第3条の規定による額以上であり、条例第4条の規定の適用を受ける場合は、<u>乳幼児医療費助成金受給資格停止通知書</u>により、当該助成対象者に通知しなければならない。
- 4 市長は、<u>乳幼児医療費助成金受給資格</u> 停止通知書により通知した後に、助成対象者の所得額が第3条の規定による額未満であり、条例第4条の規定の適用を受けない場合は、<u>乳幼児医療費助成金受給資格停止解除通知書</u>により、当該助成対象者に通知しなければならない。

改正後

<u>那覇市こども医療費助成条例施行</u> 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>那覇市こども医療費助成条例</u>(平成5年那覇市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により受 給資格の認定を受けようとする者は、<u>こ</u> ども医療費助成金受給資格認定申請書 を市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請が あった者について、受給資格の認定をし たときは、こども医療費助成金受給資格 者証(以下「受給資格者証」という。) を交付するものとする。
- 2 受給資格者証を破損し、又は亡失した 者は、<u>こども医療費助成金受給資格者証</u> 再交付申請書を市長に提出し、再交付を 受けなければならない。
- 3 市長は、助成対象者の所得額が第3条の規定による額以上であり、条例第4条の規定の適用を受ける場合は、<u>こども医療費助成金受給資格停止通知書</u>により、当該助成対象者に通知しなければならない。
- 4 市長は、<u>こども医療費助成金受給資格</u> 停止通知書により通知した後に、助成対象者の所得額が第3条の規定による額未満であり、条例第4条の規定の適用を受けない場合は、<u>こども医療費助成金受給資格停止解除通知書</u>により、当該助成対象者に通知しなければならない。

(助成金の支給申請)

- 第7条 条例第8条第1項に規定する助成 金の支給申請は、乳幼児医療費助成金支 給申請書によらなければならない。 (変更喪失届)
- 第9条 条例第9条の規定による届出は、 乳幼児医療費助成金受給資格等変更·喪 失届に受給資格者証を添えて行わなけ ればならない。

(助成金の支給申請)

- 第7条 条例第8条第1項に規定する助成 金の支給申請は、こども医療費助成金支 給申請書によらなければならない。 (変更喪失届)
- 第9条 条例第9条の規定による届出は、 こども医療費助成金受給資格等変更・喪 失届に受給資格者証を添えて行わなけ ればならない。
- 備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市規則第15号

平成21年3月31日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(第3種住宅の廃止による移転料の支払
	<u>v)</u>
	第29条の2 条例第56条の4に規定する通
	常必要な移転料は、公営住宅法(昭和26
	年法律第193号)第42条に規定する公営
	住宅建替事業における移転料に準じて
	<u>支払うものとする。</u>

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第16号

平成21年3月31日

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 別表第1(第12条関係) 別表第1(第12条関係) [表 略] [表 略] 備考 備考 1~6 [略] 1~6 [略] 上表のB2からD8までの階層区分に該 7 |略| 当する世帯については、当該世帯に2 人以上の就学前児童が保育所、幼稚園 (学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1条の幼稚園をいう。)、認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法 律(平成18年法律第77号)第6条第2項 に規定する認定こども園をいう。)、 特別支援学校幼稚部(学校教育法第76 条第2項に規定する特別支援学校の幼 稚部をいう。)、知的障害児通園施設 (法第7条第1項の知的障害児通園施設 をいう。)、難聴幼児通園施設(児童福 祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第 63号)第60条第2項第1号に規定する難 聴幼児通園施設をいう。)、肢体不自 由児施設通園部(法第7条第1項の肢体 不自由児施設のうち「し体不自由児施 設の通園児童に対する療育について (昭和38年6月11日厚生省発児第122号 厚生事務次官通知)」による通園児童 療育部門及び児童福祉施設最低基準 第68条第2号に規定する肢体不自由児 通園施設をいう。) 若しくは情緒障害 児短期治療施設通所部(法第7条第1項 の情緒障害児短期治療施設の通所部 をいう。)に入所し、又は児童デイサー ビス(障害者自立支援法(平成17年法 律第123号)第5条第7項に規定する児 童デイサービスをいう。)を利用し いる場合におけるこれら児童に係る 保育料は、次に定めるところによる。 「略 $(1) \sim (2)$ 「略] $(1) \sim (2)$ 前2号以外の児童 上表に定め (3) 前2号以外の児童 無料

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

る額に10分の1を乗じて得た額

.....

那覇市規則第17号

平成21年3月31日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
[] [別表 別記] [] [] [] [] [] [] [] [] []	[別表 別記]

備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記] 別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
秘書広報課	非常勤事務員	日額 6,220
	非常勤秘書	日額 7,300
平和交流・男女参	非常勤通訳	日額 8,400
画室	なは女性センター指導員	日額 9,160
	なは女性センター相談員	日額 8,400
総務課	非常勤電話交換手	時給 910
	非常勤事務員	日額 5,460
	非常勤印刷室用務員	日額 6,820
	非常勤行政資料検索員	日額 6,220
人事課	心理相談員	日額 10,500
	非常勤栄養士	日額 6,000
管財課	本庁舎総合案内員	日額 5,460
	非常勤守衛	日額 15,590円以内で市長 が別に定める額
	普通財産管理非常勤職員	日額 6,220
経営企画室	非常勤事務職員	日額 5,460
情報政策課	パソコン保守指導員	日額 10,120
税制課	税務証明事務等非常勤職員	日額 6,220
市民税課	税務証明事務等職員	日額 6,220
	課税資料等整備補助員	日額 6,220
資産税課	固定資産課税台帳整備要員	日額 6,220
	固定資産電子地図整備要員	日額 6,220
納税課	市税納付推進嘱託員	日額 6,470
市民協働推進課	法律相談員	日額 15,000
	登記相談員	日額 6,000
	税務相談員	日額 6,000
	なやみごと相談員	日額 6,500
	消費生活特別相談員	日額 6,000
	消費生活相談員	日額 8,400
	消費生活相談補助員	日額 7,850
	市民協働推進員	日額 6,010
市民課	外国人登録事務員	日額 7,850
	フロアーマネージャー	日額 6,840
	非常勤事務員	日額 5,810
	窓口証明発行員	日額 6,220

	地域コミュニティー推進員	日額 6,010
	国民年金相談員	日額 6,220
文化振興課	市民会館管理要員	時給 1,250
	市民劇場管理要員	時給 1,250
	パレット市民劇場受付管理員	日額 4,840
	展示管理員	時給 1,140
歴史博物館	非常勤学芸員	日額 8,400
	歴史資料整理員	日額 7,090
	古文書解読員	日額 8,950
	非常勤事務員	日額 5,460
労働農水課	農林水産事務員	日額 5,810
	公設市場非常勤営繕管理員	日額 5,620
	公設市場徴収補助員	日額 5,460
	公設市場事務補助員	日額 5,460
	就職相談員	日額 8,400
環境政策課	事業所広報啓発推進員	日額 5,810円以内で市長 が別に定める額
	ゼロエミッション推進非常勤職員	日額 6,220
	IS014001推進業務非常勤職員	日額 5,460
クリーン推進課	環境美化指導員	日額 8,680
環境保全課	自然観察指導員	月額 143,700
	狂犬病予防事務補助員	日額 6,010
福祉政策課	援護事務相談員	日額 7,850
障害福祉課	障害福祉窓口指導員	日額 6,220
	障害福祉サービス等調査員	日額 8,680
	聴覚障害者相談員	日額 7,260
	手話通訳者	日額 8,120
	医療費助成事務点検職員	日額 7,090
	福祉手当認定審査医師	日額 11,000
	障害福祉サービス等事務員	日額 7,090
	障害程度区分認定等事務員	日額 8,680
	障害程度認定調査員	日額 8,680
	補装具・用具給付受付相談員	日額 8,120
	自立支援医療等非常勤職員	日額 6,220
	福祉関係徴収嘱託員	月額 69,370円に勤務実績 に応じ市長が定める額を 加えた額

地域包括支援センター介護予防専門員 月額 250,000 地域包括支援センターケアプランナー 月額 220,000 地域包括支援センター社会福祉士 月額 220,000 地域包括支援センター社会福祉士 月額 220,000 地域包括支援センターとでアル点検員 日額 7,090 認定専門員 日額 8,680 介護相談員 日額 8,680 介護保険窓口指導員 日額 7,080円以内で市長が別に定める額 介護保険レセプト点検員 日額 7,090 介護保険レセプト点検員 日額 7,090 介護保険料非常勤職員 日額 5,460 日額 5,460 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 女性相談員 日額 6,010 非常勤電源職員 日額 6,010 非常勤電源職員 日額 7,090 疾療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護保験協員 日額 7,090 京港等担当非常勤職員 日額 7,090 京港等担当非常勤職員 日額 7,090 「大き事務担当非常勤職員 日額 7,090 「大き事務担当非常勤職員 日額 7,090 「大き事務担当技職員 日額 7,090 「大き事務担当支援職員 日額 6,010 「大き事務担当支援職員 日額 6,010 「大き事務に会け推進員 日額 7,090 「大き事務担当支援職員 日額 6,010 「大き事務に会け推進員 日額 8,680 「大き事務財産師 日額 9,080 「非常勤保護師 日額 9,080 「非常勤保護」 日額 9,080 「非常勤保護」 日額 8,810 「大きりのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		介護保険料収納推進員	月額 69,370円に勤務実績 に応じ市長が定める額を
地域包括支援センターケアプランナー 月額 220,000 地域包括支援センター社会福祉士 月額 220,000 地域包括支援センターレセプト点検員 日額 7,090 認定専門員 日額 9,340 介護相談員 日額 8,680 介護保険窓口指導員 日額 6,220 介護保険コンピューター操作員 日額 7,080円以内で市長が別に定める額 7,090 介護保険コンピューター操作員 日額 7,090 介護保険計事勤職員 日額 9,340 介護保険計事勤職員 日額 5,460 保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 8,680 医療扶助適正化推進職員 日額 8,680 医療扶助適正化推進職員 日額 8,680 区療扶助適量の工作推進職員 日額 6,810 京報計事資産調査職員 日額 6,010 非常勤資産調査職員 日額 6,010 上セブト点検職員 日額 7,090 京報計事常勤職員 日額 7,090 介護財助適正給付推進員 日額 7,090 介護財助適正給付推進員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 6,010 日額 6,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤財産師 月額 9,080			加えた額
地域包括支援センター社会福祉士 月額 220,000 地域包括支援センターレセプト点検員 日額 7,090 認定専門員 日額 9,340 介護相談員 日額 8,680 介護保険窓口指導員 日額 6,220 介護保険窓口指導員 日額 7,090 介護保険窓口指導員 日額 7,090 介護保険公とでプト点検員 日額 7,090 介護保険科非常勤職員 日額 5,460 日額 5,460 日額 5,460 日額 5,810 長寮扶助適正化推進職員 日額 8,680 医療扶助適正化推進職員 日額 8,400 福祉相談補助員 日額 5,810 京村部談員 日額 6,840 京村部談員 日額 6,840 京村部談員 日額 6,840 東常勤資産調査職員 日額 6,010 非常勤空算職員 日額 6,010 上セブト点検職員 日額 7,090 京城野社当非常動職員 日額 7,090 介護財政適正給付推進員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 日額 7,090 介護財政適正給付推進員 日額 6,010 日額 7,090 介護財政適正給付抵進員 日額 6,010 日額 8,680 世東推進課 月額 8,680 世東推進課 月額 9,080 非常勤財産師 日額 9,080		地域包括支援センター介護予防専門員	月額 250,000
地域包括支援センターレセプト点検員 日額 7,090 認定専門員		地域包括支援センターケアプランナー	月額 220,000
おさけ 日額 9,340 分離相談員		地域包括支援センター社会福祉士	月額 220,000
介護相談員 日額 8,680 介護保険窓口指導員 日額 6,220 介護保険コンピューター操作員 日額 7,080円以内で市長が別に定める額 介護保険コンピューター操作員 日額 7,090 介護保険日セプト点検員 日額 9,340 介護保険合付費適正化点検員 日額 5,460 保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 5,810 疾療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 放労去援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,010 非常動資産調査職員 日額 6,010 非常動資産調査職員 日額 6,010 東常動資産調査職員 日額 7,090 方護財出当業常動職員 日額 7,090 介護財助直正給付進員 日額 7,090 介護財務担当支援職員 日額 6,010 非常動病院等担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 8,000 那市正活保護特別相談員 日額 6,000 那帯市面接相談員 日額 9,080 非常動所に等地理側別支援職員 日額 9,080 非常動の保護を持続問題 日額 9,080 非常動の保護を持続問題 日額 9,0		地域包括支援センターレセプト点検員	日額 7,090
介護総定調查員 日額 6,220 介護保険窓口指導員 日額 6,220 介護保険コンピューター操作員 日額 7,080円以内で市長が別に定める額 介護保険レセプト点検員 日額 9,340 介護保険料非常勤職員 日額 5,460 保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 5,810 医療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 強力性根談員 日額 7,090 就労支援相談員 日額 7,090 就労持導員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 7,090 在被事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護財務担当支援職員 日額 7,090 非常動保護施設担当支援職員 日額 6,010 非常動保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤品健師 日額 9,080 非常勤者護師 日額 9,080 非常勤者護師 日額 8,810		認定専門員	日額 9,340
介護保険窓口指導員 日額 6,220 介護保険コンピューター操作員 日額 7,080円以内で市長が別に定める額 介護保険給付費適正化点検員 日額 9,340 介護保険給付費適正化点検員 日額 9,340 介護保険給付費適正化点検員 日額 9,340 介護保険給付費適正化点検員 日額 5,460 保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 5,810 医療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 6,000 福祉相談補助員 日額 6,010 就労支援相談員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 7,090 疾療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護外勘適正給付推進員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 6,010 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 6,000 那覇市選保護特別相談員 日額 6,000 那覇市接保護時別 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤者護師 日額 9,080 非常勤者護師 日額 8,810		介護相談員	日額 8,680
介護保険コンピューター操作員 日額 7,080円以内で市長が別に定める額 介護保険レセプト点検員 日額 9,340 介護保険給付費適正化点検員 日額 9,340 介護保険科非常勤職員 日額 5,460 保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 8,680 医療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 植土 植 談園 日額 7,090 就労支援相談員 日額 6,010 非常勤資産調査職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 7,090 ケ 沙 市 移担 当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担 当非常勤職員 日額 7,090 介護財務院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 排常動保護施設担当支援職員 日額 6,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤財産師 日額 9,080 非常勤務護師 日額 9,080 非常勤務護師 日額 9,080 非常勤務護師 日額 8,810		介護認定調査員	日額 8,680
 が別に定める額 介護保険レセプト点検員 日額 7,090 介護保険給付費適正化点検員 日額 9,340 介護保険料非常勤職員 日額 5,460 保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 非常勤電算職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護非労動産が特担当支援職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 6,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 		介護保険窓口指導員	日額 6,220
介護保険給付費適正化点検員 日額 9,340 介護保険料非常勤職員 日額 5,460 標準 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 8,680 医療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 8,400 福祉相談輔助員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,840 非常勤資産調査職員 日額 6,010 上セプト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 6,010 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤財産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080		介護保険コンピューター操作員	
介護保険料非常勤職員 日額 5,460 保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 8,680 医療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 8,400 福祉相談補助員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 6,010 レセプト点檢職員 日額 7,090 企業事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 9,080 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080		介護保険レセプト点検員	日額 7,090
保護課 精神障害者等退院促進個別支援職員 日額 5,810 医療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 5,810 福祉相談補助員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,840 非常勤資産調査職員 日額 6,010 上宅プト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 6,010 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 9,080 建康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤用産師 日額 9,080 非常勤和産師 日額 9,080 非常勤和産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		介護保険給付費適正化点検員	日額 9,340
医療扶助適正化推進職員 日額 5,810 女性相談員 日額 8,400 福祉相談補助員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,840 非常勤資産調査職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 6,010 レセプト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 下護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護非務助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤明産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤用産師 日額 9,080 非常勤者護師 日額 8,810		介護保険料非常勤職員	日額 5,460
女性相談員 日額 8,400 福祉相談補助員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,840 非常勤資産調査職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護非助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市直接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤用産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810	保護課	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 8,680
福祉相談補助員 日額 5,810 就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,840 非常勤資産調査職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 6,010 レセプト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 (下護事務担当非常勤職員 日額 7,090 (下護非助適正給付推進員 日額 7,090 (下護扶助適正給付推進員 日額 7,090 (非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 (非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 (福祉事務所嘱託医 月額 84,000 (那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 (那覇市生活保護特別相談員 日額 8,680 (健康管理個別支援職員 日額 9,080 (非常勤助産師 日額 9,080 (非常勤助産所 日額 8,810 (非常勤免責証 (非常勤者 (非常勤善) (非常勤者 (非常致者 (非常勤者 (非常勤者 (非常勤者 (非常勤者 (非常勤者 (非常勤者 (非常致者 (非常勤者 (非常勤者 (非常致者 (非知知者 (非常致者 (非知知者 (非		医療扶助適正化推進職員	日額 5,810
就労支援相談員 日額 7,090 就労指導員 日額 6,840 非常勤資産調査職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 6,010 上セプト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護外助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080		女性相談員	日額 8,400
就労指導員		福祉相談補助員	日額 5,810
非常勤資産調査職員 日額 6,010 非常勤電算職員 日額 6,010 レセプト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 9,080 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		就労支援相談員	日額 7,090
非常勤電算職員 日額 6,010 レセプト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤用産師 日額 9,080		就労指導員	日額 6,840
レセプト点検職員 日額 7,090 医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		非常勤資産調査職員	日額 6,010
医療事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		非常勤電算職員	日額 6,010
介護事務担当非常勤職員 日額 7,090 介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		レセプト点検職員	日額 7,090
介護扶助適正給付推進員 日額 7,090 非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		医療事務担当非常勤職員	日額 7,090
非常勤病院等担当支援職員 日額 6,010 非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 律康推進課 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		介護事務担当非常勤職員	日額 7,090
非常勤保護施設担当支援職員 日額 6,010 福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		介護扶助適正給付推進員	日額 7,090
福祉事務所嘱託医 月額 84,000 那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 健康推進課 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		非常勤病院等担当支援職員	日額 6,010
那覇市生活保護特別相談員 日額 6,000 那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 健康推進課 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		非常勤保護施設担当支援職員	日額 6,010
那覇市面接相談員 日額 8,680 健康管理個別支援職員 日額 9,080 健康推進課 非常勤保健師 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		福祉事務所嘱託医	月額 84,000
健康管理個別支援職員 日額 9,080 健康推進課 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		那覇市生活保護特別相談員	日額 6,000
健康推進課 非常勤保健師 日額 9,080 非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		那覇市面接相談員	日額 8,680
非常勤助産師 日額 9,080 非常勤看護師 日額 8,810		健康管理個別支援職員	日額 9,080
非常勤看護師 日額 8,810	健康推進課	非常勤保健師	日額 9,080
		非常勤助産師	日額 9,080
非常勤栄養士 日額 7,740		非常勤看護師	日額 8,810
		非常勤栄養士	日額 7,740

	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	日額	6, 840
	心理専門員	日額	15, 000
	療育センター嘱託医	日額	25, 000
	療育センター非常勤用務員	日額	5, 460
	療育センター非常勤保育士	日額	7,090
	療育センター非常勤保健師	日額	9, 080
	特別支援非常勤ヘルパー	時給	910
	母子自立支援員	日額	8, 400
区画整理課	非常勤事務員	日額	6, 220
公園管理室	非常勤機械技師	日額	10, 150
土木管理事務所	公園管理補助員	日額	9, 500
花とみどり課	緑化指導員	日額	10, 850
	屋上緑化指導補助員	日額	7, 260
教育委員会総務課	非常勤調理員	時給	910
	非常勤用務員	時給	910
	文書配送員	時給	910
	学校事務補助員	時給	910
生涯学習課	非常勤公民館長	月額	175, 000
	社会教育指導員	月額	114, 320
市民スポーツ課	学校施設開放事務連絡員	日額	6, 220
	体育指導委員	日額	6,000円以内で市長
		が別に	上定める額 ニューニー
文化財課	調査指導員	日額	8, 400
	副調査指導員	日額	7, 090
	資料整理員	日額	7, 090
	副資料整理員	日額	6, 220
	^{タマウトウン} 玉 陵・識名園管理指導員	日額	8, 400
	資料整理補助員	日額	5, 300
	調査補助員	日額	6, 840
施設管理課	非常勤環境整備員	日額	9, 350
久茂地公民館	プラネタリウム操作技師	日額	9, 490
中央図書館	図書館補助員	時給	970
	図書館カウンター要員	時給	910
	視聴覚ライブラリー補助員	時給	1,000
-		時給 日額	1,000 8,400
壺屋焼物博物館 総合青少年課	視聴覚ライブラリー補助員		

[改正後 別記] 別表(第2条関係)

所属	区分		報酬の額(円)
総務課	非常勤電話交換手	時給	920
	非常勤事務員	日額	5, 510
	非常勤印刷室用務員	日額	6, 880
	非常勤行政資料検索員	日額	6, 270
	非常勤文書配送員	日額	3, 210
秘書広報課	非常勤事務員	日額	6, 270
	非常勤秘書	日額	7, 350
平和交流・男女	非常勤通訳	日額	8, 430
参画室	なは女性センター指導員	日額	9, 210
	なは女性センター相談員	日額	8, 430
人事課	心理相談員	日額	10, 540
	非常勤栄養士	日額	6, 000
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額	5, 510
	非常勤守衛	日額 長が別	15,590円以内で市 川に定める額
	普通財産管理非常勤職員	日額	6, 270
企画調整課	非常勤事務職員	日額	5, 510
税制課	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額	6, 270
市民税課	市民税課税務証明事務等非常勤職員	日額	6, 270
	課税資料等整備補助員	日額	6, 270
資産税課	固定資産課税台帳整備要員	日額	6, 270
	固定資産電子地図整備要員	日額	6, 270
	固定資産非常勤窓口事務員	日額	6, 270
納税課	市税納付推進嘱託員	日額	6, 520
	市税コンビニ収納等補助員	日額	6, 270
市民協働推進課	法律相談員	日額	15, 000
	登記相談員	日額	6,000
	税務相談員	日額	6,000
	なやみごと相談員	日額	6, 500
	那覇市消費生活特別相談員	日額	6,000

	消費生活相談員	日額 8,430
	那覇市消費生活相談補助員	日額 7,900
	市民協働推進員	日額 6,060
市民課	外国人登録事務員	日額 7,900
	フロアーマネージャー	日額 6,890
	非常勤事務員	日額 5,850
	非常勤窓口証明発行員	日額 6,270
	地域コミュニティー推進員	日額 6,060
	国民年金相談員	日額 6,270
文化振興課	市民会館管理要員	時給 1,250
	市民劇場管理要員	時給 1,250
	パレット市民劇場受付管理非常勤	日額 4,880
	展示管理員	時給 1,150
博物館	非常勤学芸員	日額 8,430
	歷史資料整理員	日額 7,090
	古文書解読員	日額 8,950
	非常勤事務員	日額 5,510
商工農水課	チャレンジショップマネージャー	時給 1,110
	チャレンジショップ管理員	時給 890
なはまちなか振	農業事務補助非常勤職員	日額 5,850
興課 	公設市場非常勤営繕管理員	日額 5,660
	公設市場徵収補助非常勤職員	日額 5,510
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 5,510
	那覇市就職相談員	日額 8,430
環境政策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 5,810円以内で市 長が別に定める額
	ゼロエミッション推進非常勤職員	日額 6,270
	IS014001推進業務非常勤	日額 5,510
環境保全課	自然観察指導員	月額 143,700
	狂犬病予防事務補助員	日額 6,060
福祉政策課	援護事務相談員	日額 7,900
	ホームレス巡回指導員	日額 8,700

	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日額 6,270
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額 6,270
	障害福祉サービス等調査員	日額 8,700
	聴覚障がい者相談員	日額 7,320
	手話通訳者	日額 8,170
	医療費助成事務点検職員	日額 7,140
	福祉手当認定審査医師	日額 11,000
	障害福祉サービス等事務員	日額 7,140
	障害程度区分認定等事務員	日額 8,700
	障害程度認定調査員	日額 8,700
	補装具・用具給付受付相談員	日額 8,170
	自立支援医療等非常勤職員	日額 6,270
ちゃーがんじゅ う課	福祉関係徴収嘱託員	月額 69,370円に勤務実 績に応じ市長が定める額 を加えた額
	介護保険料収納推進員	月額 69,370円に勤務実 績に応じ市長が定める額 を加えた額
	地域包括支援センター介護予防専門 員	月額 250,000
	地域包括支援センターケアプラン ナー	月額 220,000
	地域包括支援センター社会福祉士	月額 220,000
	地域包括支援センターレセプト点検員	日額 7,140
	認定専門統括員	日額 10,510
	認定専門員	日額 9,790
	認定専門員補助員	日額 9,330
	介護相談員	日額 8,700
	介護認定調査員	日額 9,160
	認定調査員補助員	日額 8,640
	介護保険窓口指導員	日額 6,270
	介護保険コンピューター操作員	日額 7,080円以内で市 長が別に定める額
	介護保険レセプト点検員	日額 7,140
	介護保険給付費適正化点検員	日額 9,340

	介護保険料非常勤職員	日額 5,510
保護課	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 8,830
	医療扶助適正化推進職員	日額 5,850
	女性相談員	日額 8,430
	福祉相談補助員	日額 5,850
	那覇市福祉事務所就労支援相談員	日額 7,140
	就労指導員	日額 6,890
	非常勤資産調査職員	日額 6,060
	非常勤電算職員	日額 6,060
	レセプト点検職員	日額 7,140
	医療事務担当非常勤職員	日額 7,140
	介護扶助事務担当非常勤職員	日額 7,140
	介護扶助適正給付推進職員	日額 7,140
	病院等担当支援職員	日額 6,060
	保護施設担当支援職員	日額 6,060
	福祉事務所嘱託医	月額 84,000
	那覇市生活保護特別相談員	日額 6,000
	那覇市面接相談員	日額 8,700
	健康管理個別支援職員	日額 8,830
	適正保護推進員	日額 8,700
	非常勤扶養調査職員	日額 6,060
	社会保障生計調査員	日額 6,270
健康推進課	非常勤保健師	日額 10,080
	非常勤看護師職員	日額 8,870
	食の環境づくり非常勤栄養士	日額 8,700
国保長寿医療課	国民健康保険等窓口指導員	日額 6,650
	国民健康保険等レセプト点検職員	日額 7,140
	医療費集計事務職員	日額 7,140
	レセプト資格過誤点検職員	日額 7,140
	第三者行為求償事務職員	月額 140,000円に勤務 実績に応じ市長が定める 額を加えた額
	保険税収納推進員	 月額 69,370円に勤務実

		績に応じ市長が定める額 を加えた額
	保険税市外収納推進員	月額 69,370円に勤務実 績に応じ市長が定める額 を加えた額
	保険税納付電話督励嘱託員	時給 1,260
	保険税特別滯納整理指導員	月額 170,000
特定健診課	特定保健指導専門員	日額 10,380
	健康相談員	日額 9,080
	特定健診データ管理事務員	日額 6,280
こども政策課	園長	月額 5,000
	学校医(幼稚園)	月額 6,000
	学校歯科医(幼稚園)	月額 6,000
	学校薬剤師(幼稚園)	月額 6,000
	預かり保育指導員	時給 940
こどもみらい課	保育所パート職員	時給 920
	保育所パート代替	時給 920
	非常勤調理員	時給 920
	非常勤栄養士	日額 7,090
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 6,270
	子育て支援担当員	日額 7,350
	保育所入退所相談非常勤職員	
	保育所嘱託医	月額 27,000
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,350
	育児専門支援員	日額 8,430
	家庭相談員	日額 8,430
	児童厚生員(月曜日から土曜日まで の開館対応)	日額 5,950
	児童厚生員(日曜日開館対応)	日額 8,330
	児童遊園厚生員	日額 5,950
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,060
	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	日額 6,890
	心理専門員	日額 15,000
	療育センター嘱託医	日額 25,000

.....

那覇市規則第18号

平成21年3月31日

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を 次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉事務従事手当の対象業務)	(福祉事務従事手当の対象業務)
	第2条 条例第4条第1号の規則で定める
	ものは、次に掲げる業務に関し、援護、
	育成又は更生の措置を要する者等との
	面接による相談又は調査により、保護そ
	の他の措置の必要の有無及びその種類
	を判断し、本人に対し生活指導を行う等
	の業務とする。
	(1) 生活保護に関する業務
	<u>(2) 障がい者及び障がい児の福祉に関</u> する業務
	- <u>9 公未傍</u> (3) 家庭児童相談事業及び育児支援家
	(3) 本庭允重相談事業及び自允文援家 庭訪問事業に関する業務
	(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)
	第115条の39の規定による包括的支援
	- 事業に関する業務
<u>第2条</u> 条例 <u>第5条第2号</u> の規則で定める	<u>2</u> 条例 <u>第4条第2号</u> の規則で定めるもの
ものは、次に掲げる業務とする。	は、次に掲げる業務とする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 介護保険に係る自己負担金の滞納	
整理の業務	
<u>(3)</u> [略]	<u>(2)</u> [略]

(感染症防疫作業手当の対象となる感染症)

第3条 条例<u>第7条</u>の規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症とする。

(用地交渉等手当の対象業務)

第4条 条例<u>第10条</u>の規則で定めるものは、用地交渉等の業務を開始した日以後継続的に行われ、当該開始の日から1月を経過した日においてなお終了してい

(感染症防疫作業手当の対象となる感染症)

第3条 条例<u>第6条</u>の規則で定める感染症 は、感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第6条第2項及び第3項に定める感 染症並びに市長がこれらに相当すると 認める感染症とする。

(用地交渉等手当の対象業務)

第4条 条例<u>第9条</u>の規則で定めるものは、用地交渉等の業務を開始した日以後継続的に行われ、当該開始の日から1月を経過した日においてなお終了してい

ない一連の交渉業務で職員の心身に著 しい負担を与えると市長が認めるもの とする。

(救急活動手当の対象時間帯)

第5条 条例第12条第2項の規則で定める 時間帯は、台風の来襲等により、那覇市 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20 号) 別表第2第4号及び第5号に規定する 特別休暇の対象となる時間帯並びに市 長がこれに準ずるものとして認める時 間帯(以下「台風休暇の時間帯」という。) とする。

(消防活動等手当の対象時間帯)

- 第6条 条例第13条第2項の規則で定める 時間帯は、台風休暇の時間帯とする。
 - (危険物等取扱作業手当の対象作業及び 額)
- 第7条 条例第14条第1号の規則で定める 作業及び規則で定める額は、次に掲げる 作業及び額とする。
 - (1) 焼却炉、集じん機等の設備の保守 点検等の作業 400円
 - (2) 焼却炉、集じん機等の設備の解体 等の作業並びにこれに伴うばいじん 及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱 う作業 800円
- 2 条例第14条第3号の規則で定める危険 物質は、次に掲げるものとする。
 - (1)~(3) [略]

(災害応急作業等手当の対象時間帯等)

- 第8条 条例第15条第1項第5号の規則で 定める時間帯は、台風休暇の時間帯とす
- 2 条例第15条第1項第5号の規則で定め るものは、次に掲げるものとする。
 - (1)~(2) 「略]
 - (3) 環境センターの業務
 - (4) 前各号に準ずる業務で市長が認め |

ない一連の交渉業務で職員の心身に著 しい負担を与えると市長が認めるもの とする。

(救急活動手当の対象時間帯)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める 時間帯は、台風の来襲等により、那覇市 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20 号) 別表第2第4号及び第5号に規定する 特別休暇の対象となる時間帯並びに市 長がこれに準ずるものとして認める時 間帯(以下「台風休暇の時間帯」という。) とする。

(消防活動等手当の対象時間帯)

第6条 条例第12条第2項の規則で定める 時間帯は、台風休暇の時間帯とする。

(危険物等取扱作業手当の対象作業及び 額)

- 第7条 条例第13条第2号の規則で定める 危険物質は、次に掲げるものとする。
 - $(1) \sim (3)$ [略]

(災害応急作業等手当の対象時間帯等)

- 第8条 条例第14条第1項第5号の規則で 定める時間帯は、台風休暇の時間帯とす
- 2 条例第14条第1項第5号の規則で定め るものは、次に掲げるものとする。
 - (1)~(2) 「略]
 - (3) 前各号に準ずる業務で市長が認め

るもの

- 3 条例<u>第15条第2項</u>の規則で定めるとき 及び規則で定める額は、それぞれ次の各 号に定めるとき及び額とする。ただし、 同一の日において、第2号に掲げる場合 で第1号に掲げる時間帯に行われるとき は、第2号に掲げる額とする。
 - (1) 条例<u>第15条第1項各号</u>(第5号を除 く。)に掲げる作業又は業務が日没時 から日出時までの間において行われ るとき 条例<u>第15条第1項各号</u>に定め る額の100分の50に相当する額
 - (2) 前号に掲げる作業又は業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われるとき 条例<u>第15条第1項各号</u>に定める額の100分の100に相当する額

(手当の対象時間)

- 第9条 条例<u>第16条第2項</u>の規則で定める 時間は、同項に掲げる特殊勤務手当の区 分に応じて、次の各号に掲げる時間とす る。
 - (1) 条例<u>第16条第2項第1号から第3号</u> までに掲げる手当 <u>3時間45分</u>
 - (2) 条例<u>第16条第2項第4号</u>に掲げる手 当 午後5時30分から翌日の午前9時 までの間における7時間45分

るもの

- 3 条例<u>第14条第2項</u>の規則で定めるとき 及び規則で定める額は、それぞれ次の各 号に定めるとき及び額とする。ただし、 同一の日において、第2号に掲げる場合 で第1号に掲げる時間帯に行われるとき は、第2号に掲げる額とする。
 - (1) 条例<u>第14条第1項各号</u>(第5号を除 く。)に掲げる作業又は業務が日没時 から日出時までの間において行われ るとき 条例<u>第14条第1項各号</u>に定め る額の100分の50に相当する額
 - (2) 前号に掲げる作業又は業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われるとき 条例<u>第14条第1項各号</u>に定める額の100分の100に相当する額

(手当の対象時間)

- 第9条 条例<u>第15条第2項</u>の規則で定める時間は、同項に掲げる特殊勤務手当の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。
 - (1) 条例<u>第15条第2項第1号から第2号</u> までに掲げる手当 3時間30分
 - (2) 条例<u>第15条第2項第3号</u>に掲げる手 当 午後5時30分から翌日の午前9時 までの間における7時間45分

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号

平成21年3月31日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
付 則	付 則		
4 平成22年3月31日までの間における給	4 [略]		
与条例第16条第2項各号の規則で定める			
割合は、次の各号に掲げる地域手当の級			
地の区分に応じて、当該各号に定める割			
合とする。			
(1) 1級地 <u>100分の16</u>	(1) 1級地 <u>100分の17</u>		
(2) 2級地 <u>100分の13</u>	(2) 2級地 <u>100分の14</u>		
(3) [略]	(3) [略]		
(4) 4級地 <u>100分の9</u>	(4) 4級地 <u>100分の10</u>		
(5)~(6) [略]	(5)~(6) [略]		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

訓令

那覇市訓令第2号

平成21年3月31日

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(那覇市行政監察規程の一部改正)

第1条 那覇市行政監察規程(1966年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第1条 那朝中11 攻監祭規任(1900年那朝中訓皇第17号)の一部を次のように以正する。				
改正前	改正後			
(監察実施についての権限)	(監察実施についての権限)			
第7条 <u>経営企画室</u> の職員は、監察の実施 に当たり書類、帳簿、物件等の提出を求 め、又は説明を聴取し、若しくは関係職 員につき調査することができる。	第7条 <u>行政経営課</u> の職員は、監察の実施 に当たり書類、帳簿、物件等の提出を求 め、又は説明を聴取し、若しくは関係職 員につき調査することができる。			
(業務情報)	(業務情報)			
第10条 <u>経営企画室</u> の職員は、監察計画 による業務のほか、常時各部課の業務の 実施状況の把握に努め、重要な事項は速 やかに企画財務部長に報告するものと する。	第10条 <u>行政経営課</u> の職員は、監察計画 による業務のほか、常時各部課の業務の 実施状況の把握に努め、重要な事項は速 やかに企画財務部長に報告するものと する。			
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後				

部分を当該改正後部分に改める。 (那覇市事務改善委員会規程の一部改正)

第2条 那覇市事務改善委員会規程(1969年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正

改正前	改正後		
第3条 委員会は、委員長及び委員若干名	第3条 委員会は、委員長及び委員若干名		
をもって組織する。	をもって組織する。		
2 委員長は <u>経営企画室長</u> をもってこれ	2 委員長は <u>行政経営課長</u> をもってこれ		
に充て、委員は <u>経営企画室</u> 事務改善担当	に充て、委員は <u>行政経営課</u> 事務改善担当		
の副参事、各部の総括課長、消防本部総	の副参事、各部の総括課長、消防本部総		
務課長、上下水道局総務課長、教育委員	務課長、上下水道局総務課長、教育委員		
会総務課長及び委員長の指名する者を	会総務課長及び委員長の指名する者を		
もってこれに充てる。	もってこれに充てる。		
3~4 [略]	3~4 [略]		
5 委員長に事故があるときは、 <u>経営企画</u>	5 委員長に事故があるときは、 <u>行政経営</u>		
<u>室</u> 事務改善担当の副参事がその職務を	<u>課</u> 事務改善担当の副参事がその職務を		
代理する。	代理する。		
備考 第1条の表備考の規定は、この表によ			

個名 第1条の衣帽名の規定は、この衣による以上について準用する

(那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の一部改正) 第3条 那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程(1971年那覇市訓令第11号)の

第3条 那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程(1971年那覇市訓令第11号)の 一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(組織)	(組織)		
第3条 委員会は、次の者をもって組織す	第3条 委員会は、次の者をもって組織す		
る。	る。		
都市計画部長、建設管理部長、都市計	都市計画部長、建設管理部長、都市計		
画部副部長、建設管理部副部長、 <u>企画財</u>	画部副部長、建設管理部副部長、企画調		
務部副部長(経営企画室担当副部長)、経	整課長、経済観光部副部長、契約検査室		
済観光部副部長、契約検査室長、区画整	長、区画整理課長、建築工事課長、花と		
理課長、建築工事課長、花とみどり課長、	みどり課長、道路建設課長		
道路建設課長			
備考 第1条の表備考の規定は、この表によ	る改正について準用する。		

(那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程の一部改正) 第4条 那覇広域都市計画事業土地区画整理保留地処分委員会規程(1972年那覇市訓令第2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(組織)	(組織)	
第3条 委員会は、次の者をもって組織す	第3条 委員会は、次の者をもって組織す	
る。	る。	
都市計画部長、 <u>建設管理部副部長(建設を担当する副部長とする。次条において</u> 同じ。)、経営企画室長、都市計画課長、	都市計画部長、 <u>建設管理部副部長、企画</u> <u>調整課長</u> 、都市計画課長、資産税課長、 管財課長	
資産税課長、管財課長 備考 第1条の表備考の規定は、この表によ		

(那覇市公害対策協議会規程の一部改正)

第5条 那覇市公害対策協議会規程(1972年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する				
改正前	改正後			
(組織)	(組織)			
第3条 協議会は、次の者及び協議会に付	第3条 協議会は、次の者及び協議会に付			
議される事項に関係する課長をもって	議される事項に関係する課長をもって			
組織する。	組織する。			
環境部長、環境部副部長、 <u>経営企画室</u>	環境部長、環境部副部長、企画調整課			
長、環境保全課長、市民協働推進課長、	長、環境保全課長、市民協働推進課長、			
商工振興課長、労働農水課長、環境政	<u>商工農水課長、なはまちなか振興課</u>			
策課長、クリーン推進課長、都市計画	<u>長</u> 、環境政策課長、クリーン推進課長、			
課長、建築指導課長、建築工事課長、	都市計画課長、建築指導課長、建築工			
花とみどり課長、道路建設課長、 <u>建設</u>	事課長、花とみどり課長、道路建設課			
<u>企画課担当副参事</u> 、下水道課長、施設	長、 <u>建設企画課長</u> 、下水道課長、施設			
管理課長	管理課長			

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第6条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
[別表 別記]	[別表 別記]		

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 表の改正規定において改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及 び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫 線を加える。

[改正前 別記] 別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務甲	時間の割振り及び休憩時間		
1	[略]		[略]			
				(12時から14時までの間で所属長の定める <u>45分</u> は、		
			休憩時間とする	る。)		
2	企画財務部各	[略]	[略]			
	<u>課(経営企画</u> 課、情報政策			時までの間で所属長の定める <u>45分</u> は、		
	課及び財政課		休憩時間とする 	5.)		
	<u> </u>					
	務する職員の					
	うち所属長が					
	指定するもの					
3	[略]		[略]			
			(11時から15時までの間で所属長の定める <u>45分</u> は、			
	Fm4a 7		休憩時間とする	<u> </u>		
4	[略]		[略]			
			((1)から(4)までの場合において、11時から15時までの間で所属長の定める45分は、休憩時間とする。)			
_	国和 然知言			文のためる <u>40分</u> は、体息时间とする。/		
5	国保・後期高 齢医療課に勤	[昨合]	[略]	の用人)でより、マーロはよくにはナックの		
	務する職員の			の場合において、11時から15時までの 定める45分は、休憩時間とする。)		
	うち所属長が			Eのの <u>もの</u> は、外心的同じする。/		
	指定するもの					
6	[略]		[略]	早番 [略]		
				(<u>12時15分から13時まで</u> は、休		
				憩時間とする。)		

			遅番	[略]
				(<u>17時15分から18時まで</u> は、休 憩時間とする。)
7	[略]	[略]	•	
		(<u>12時15分</u> から	513時	までは、休憩時間とする。)
8	歴史博物館に [略]	[略]		
	勤務する職員	((1)又は(2)の	り場合	において、 <u>11時から15時までの</u>
		間で所属長の定	<u> </u>	5分は、休憩時間とする。)
9	[略]	石嶺保育所等	[略]	
		(1)から(8)ま)から(8)までの場合において、
		· ·		から15時までの間で所属長の定
		所属長が定める。	める <u>4</u>	<u>5分</u> は、休憩時間とする。)
		石嶺保育所等	[略]	
		以外の保育所		 から(10)までの場合におい
		(1)から(15)ま	. , ,	3時から15時までの間で所属長
		でのうちから	1 '	かる <u>45分</u> は、休憩時間とする。)
		所属長が定め	土曜	∃
		る。	(11)	7時30分から <u>11時30分</u> まで
			(12)	8時から <u>12時</u> まで
			(13)	8時30分から <u>12時30分</u> まで
			(14)	9時から <u>13時</u> まで
			(15)	9時15分から <u>13時15分</u> まで
10	[略]	[略]	•	
		(12時15分から	513時	までは、休憩時間とする。)
11	[略]	[略]		
		(12時から14時までの間で所属長の定める <u>45分</u> は、		
		休憩時間とする。)		
		水曜日		
		(12時から14時までの間で所属長の定める <u>45分</u> は、		
		休憩時間とする	,)	

[改正後 別記] 別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1	[略]		[略]
			(12時から14時までの間で所属長の定める <u>1時間</u> は、休憩時間とする。)
	税制課、市民 税課、資産税 課及び納税課	[略]	[略] (11時から15時までの間で所属長の定める <u>1時間</u>

		石嶺保育所等 以外の保育所 (1)から(15)ま でのうちから 所属長が定め る。	 [略] ((1)から(10)までの場合において、13時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。) 土曜日 (11) 7時30分から11時15分まで (12) 8時から11時45分まで (13) 8時30分から12時15分まで (14) 9時から12時45分まで (15) 9時15分から13時まで
10	[略]	[略]	
		(<u>12時</u> から13時	詩までは、休憩時間とする。)
11	[略]	[略]	
		(12時から14年 は、休憩時間と	持までの間で所属長の定める <u>1時間</u> する。)
		水曜日	
		(12時から14時 は、休憩時間と	持までの間で所属長の定める <u>1時間</u> する。)

(都市モノレール対策協議会規程の一部改正)

第7条 都市モノレール対策協議会規程(昭和59年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 都市計画部副部長、総務部副部長、経 <u>営企画室長</u> 、建設管理部副部長、都市 計画課長、財政課長、税制課長、道路 建設課長 <u>、都市施設管理センター長</u> 3~4 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 都市計画部副部長、総務部副部長、 <u>企</u> <u>画調整課長</u> 、建設管理部副部長、都市 計画課長、財政課長、税制課長、道路 建設課長 3~4 [略]
	O 1 [MI]

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正前に対応する改正後部分がない場合には、当該改正前部分を削る。

(那覇市地域振興基金運用検討委員会規程の一部改正)

第8条 那覇市地域振興基金運用検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)

第3条 委員会は、当分の間、次に掲げる 者をもって組織し、委員長に企画財務部 長、副委員長に環境部長をもって充て

企画財務部長、環境部長、経営企画室 長、環境部副部長、経営企画室環境部担 <u>当者</u>、環境政策課長、クリーン推進課長 第3条 委員会は、当分の間、次に掲げる 者をもって組織し、委員長に企画財務部 長、副委員長に環境部長をもって充て る。

企画財務部長、環境部長、企画調整課 長、環境部副部長、企画調整課環境部担 当者、環境政策課長、クリーン推進課長

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部改正)

第9条 那覇市地域福祉基金運営委員会規程(平成4年那覇市訓令第8号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次の者をもって組織 し、委員長に健康福祉部長、副委員長に 健康福祉部副部長をもって充てる。 健康福祉部長、健康福祉部副部長、健 康福祉部副参事、福祉政策課長、健康推	第3条 委員会は、次の者をもって組織 し、委員長に健康福祉部長、副委員長に 健康福祉部副部長をもって充てる。 健康福祉部長、健康福祉部副部長、健 康推進課長、こどもみらい課長、障がい
進課長、こどもみらい課長、 <u>障害福祉課長、</u>	福祉課長、ちゃーがんじゅう課長、保護課長、企画調整課の健康福祉部担当職員
備考 第7条の表備考の規定は、この表によ	:る改正について準用する。

(那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正)

第10条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のよ うに改正する

プロスエッツ。	
改正前	改正後
(幹事会)	(幹事会)
第6条 [略]	第6条 [略]
9 幹車合け 次の考えたって組織する	9 幹事合け 次の考えたって組織する

2 幹事会は、次の者をもって組織する。 ただし、委員長が必要と認めるときは、 その都度他の者を加えることができる。 環境部副部長、経営企画室長、経営企画 室環境部担当者、総務課長、文化振興課 長、管財課長、市民協働推進課長、商工 振興課長、福祉政策課長、こども政策課 長、環境政策課長、環境保全課長、クリ ーン推進課長、都市計画課長、建築指導 課長、建築工事課長、花とみどり課長、 区画整理課長、道路建設課長、下水道課

| 2 幹事会は、次の者をもって組織する。 ただし、委員長が必要と認めるときは、 その都度他の者を加えることができる。 環境部副部長、企画調整課長、総務課長、 文化振興課長、管財課長、市民協働推進 課長、商工農水課長、福祉政策課長、こ ども政策課長、環境政策課長、環境保全 課長、クリーン推進課長、都市計画課長、 建築指導課長、建築工事課長、花とみど り課長、区画整理課長、道路建設課長、 下水道課長、消防本部総務課長、教育委 長、消防本部総務課長、教育委員会総務 課長、生涯学習課長、文化財課長、学校 教育課長、施設管理課長

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、 幹事長に環境部副部長、副幹事長に<u>経営</u> 企画室長をもって充てる。

4 「RS

員会総務課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設管理課長

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、 幹事長に環境部副部長、副幹事長に<u>企画</u> <u>調整課長</u>をもって充てる。

4 [略]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市緑化推進本部規程の一部改正)

第11条 那覇市緑化推進本部規程(平成11年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

_ ର୍	
改正前	改正後
(幹事会)	(幹事会)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事	2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事
で組織し、幹事長に花とみどり課担当の	で組織し、幹事長に建設管理部副部長を
建設管理部副部長をもって充て、副幹事	もって充て、副幹事長に花とみどり課担
長に花とみどり課担当副参事をもって	当副参事をもって充てる。
充てる。	
3 幹事は、次に掲げる者をもって充て	3 幹事は、次に掲げる者をもって充て
る。ただし、幹事長が必要と認めるとき	る。ただし、幹事長が必要と認めるとき
は、その都度他の者を加えることができ	は、その都度他の者を加えることができ
る。	る。
総務課長、経営企画室建設管理部担当	総務課長、企画調整課建設管理部担当
<u>の副参事</u> 、資産税課長、市民協働推進	の副参事、資産税課長、市民協働推進
課長、環境保全課長、 <u>労働農水課長</u> 、	課長、環境保全課長、 <u>商工農水課長</u> 、
観光課長、都市計画課長、建築指導課	観光課長、都市計画課長、建築指導課
長、区画整理課長、建築工事課長、道	長、区画整理課長、建築工事課長、道
路建設課長、生涯学習課長、文化財課	路建設課長、生涯学習課長、文化財課
長、学校教育課長、施設管理課長	長、学校教育課長、施設管理課長
4~6 [略]	4~6 [略]

備考 第7条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部改正)

第12条 那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会)	(幹事会)
第6条 [略]	第6条 [略]

- 2 [略]
- 3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平 和交流・男女参画室長、幹事に次の課に 属する者で幹事長が指名した者及び委 員長がその都度必要と認める者をもっ て充てる。

人事課 経営企画室 財政課 市民協働推進課 <u>商工振興課</u> 環境政策課福祉政策課 健康推進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課ちゃーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4~6 「略]

2 [略]

3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平 和交流・男女参画室長、幹事に次の課に 属する者で幹事長が指名した者及び委 員長がその都度必要と認める者をもっ て充てる。

人事課 <u>企画調整課</u> 財政課 市民協働推進課 <u>商工農水課</u> 環境政策課福祉政策課 健康推進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課ちゃーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4~6 [略]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部改正)

第13条 那覇市新庁舎建設検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第1号)の一部を次のよう に改正する。

改正前

(幹事会)

第6条 「略]

3~5 「略]

2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹 事長に新庁舎建設室長、副幹事長に総務 課長をもって充てる。

新庁舎建設室長 総務課長 人事課長 管財課長 企画財務部参事(行政改革推 進担当) 経営企画室長 情報政策課長 財政課長 市民協働推進課長 市民課 長 <u>商工振興課長</u> 環境政策課長 福 祉政策課長 国保・後期高齢医療課長 こども政策課長 都市計画課長 建築 指導課長 建設企画課長 建築工事課 長 出納室副参事 生涯学習部総務課 長 議会事務局庶務課長 改正後

(幹事会)

第6条 「略]

2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹 事長に新庁舎建設室長、副幹事長に総務 課長をもって充てる。

新庁舎建設室長 総務課長 人事課長 管財課長 <u>企画調整課長 情報政策課</u> 長 財政課長 行政経営課長 市民協 働推進課長 市民課長 <u>商工農水課長</u> 環境政策課長 福祉政策課長 <u>国保長</u> 寿医療課長 こども政策課長 都市計 画課長 建築指導課長 建設企画課長 建築工事課長 出納室副参事 生涯学 習部総務課長 議会事務局庶務課長

3~5 [略]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程の一部改正)

第14条 那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第2号) の一部を次のように改正する。

改正後

(幹事会)

第6条 「略]

2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹 事長に新庁舎建設室長、副幹事長に管財 課長をもって充てる。

新庁舎建設室長 管財課長 総務課長 経営企画室長 情報政策課長 税制課 長 市民協働推進課長 市民課長 福 祉政策課長 健康推進課長 こども政 策課長 出納室副参事 議会事務局庶 務課長

3~5 [略]

(作業チーム)

第7条 「略]

- 2 [略]
- 3 チーム員は、次の課に属する副参事、 主幹、主査その他これらに相当する職員 から、各課2名以上の者をもって充てる。 新庁舎建設室 管財課 情報政策課 総務課 秘書広報課 平和交流・男女参 画室 人事課 経営企画室 財政課 税制課 市民税課 資産税課 納税課 市民協働推進課 市民課 福祉政策課 障害福祉課 ちゃーがんじゅう課 保 護課 健康推進課 国保・後期高齢医療 課 特定健診課 こども政策課 こど もみらい課 子育て応援課 出納室 議会事務局庶務課 議会事務局議事課 議会事務局調査課

(幹事会)

第6条 「略]

2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹 事長に新庁舎建設室長、副幹事長に管財 課長をもって充てる。

新庁舎建設室長 管財課長 総務課長 情報政策課長 行政経営課長 税制課 長 市民協働推進課長 市民課長 福 祉政策課長 健康推進課長 こども政 策課長 出納室副参事 議会事務局庶 務課長

3~5 [略]

(作業チーム)

第7条 「略]

- 2 [略]

4 [略]

4 「略]

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第6条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市文書取扱規程の一部改正)

第15条 那覇市文書取扱規程(平成20年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(所管に属しない文書)

第14条 [略]

2 総務課長は、前項の文書について、<u>経</u> <u>営企画室長</u>の意見を聴いた上で、主管課 に配付する。

(史料文書)

第48条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>歴史博物館長</u>が指定する文書については、<u>歴史博物館</u>に移管するものとする。

(所管に属しない文書)

第14条 [略]

2 総務課長は、前項の文書について、<u>行</u> <u>政経営課長</u>の意見を聴いた上で、主管課 に配付する。

(史料文書)

第48条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>博物館長</u>が指定する文書については、<u>博物館</u>に移管するものとする。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市訓令第3号

平成21年3月31日

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規程は、市長の権限に属する 事務を迅速に処理し、事務能率の向上 を期し、かつ、内部的責任の範囲を明 らかにするための事務の決裁について 必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)~(2) 「略]
 - (3) 副部長 事務分掌規則第2条第1 項の副部長、局長及び管理センター 長並びに那覇市消防本部の組織等に 関する規則(昭和47年那覇市規則第 55号。以下「消防本部組織規則」と いう。)第3条第1項の副消防長をい う。

 $(4) \sim (10)$ [略]

(11) 専決 副市長以下の職員がこの 規程の定めるところにより市長に代 わって決裁することをいう。

(12)~(14) 「略]

第3条~第5条 [略]

(専決の特例)

- 第6条 この規程により専決できる事項 であっても、次の各号の一に該当する事 項については、上司の決裁を受けなけれ ばならない。
 - $(1) \sim (4)$ 「略]
 - (5) その他特に上司において事案を 知っておく必要があると認められる 事項

別表第1(第3条関係)

第1条 この訓令は、市長の権限に属する 事務を迅速に処理し、事務能率の向上 を期し、かつ、内部的責任の範囲を明 らかにするための事務の決裁について 必要な事項を定めるものとする。

改正後

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)~(2) 「略]
 - (3) 副部長 事務分掌規則第2条第1 項の副部長及び局長並びに那覇市消 防本部の組織等に関する規則(昭和 47年那覇市規則第55号。以下「消防 本部組織規則」という。)第3条第1項 の副消防長をいう。
 - $(4) \sim (10)$ [略]
 - (11) 専決 副市長以下の職員がこの 訓令の定めるところにより市長に代 わって決裁することをいう。

 $(12) \sim (14)$ 「略]

第3条~第5条 [略]

(専決の特例)

第6条 この訓令により専決できる事項 であっても、次の各号の一に該当する事 項については、上司の決裁を受けなけれ ばならない。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

別表第1(第3条関係)

事務決裁基準表

市長決裁基準

- (1)~(3) [略]
- (4) 条例、規則及び訓令の制定改廃に 関すること。
- (5) \sim (8) 「略]
- (9) 次に掲げる事務のうち、市の行政 運営上特に重要なものに係る決定を すること。

ア~イ 「略]

ウ 事務改善に関すること。

エ 儀式及び表彰並びに会議の開催 及び運営に関すること。

(10)~(11) [略]

副市長決裁基準

- (1)~(2) 「略]
- (3) 次に掲げる事務のうち、市の行政 運営上、重要なものに係る決定をす ること。

ア~イ 「略]

- ウ 事務改善に関すること。
- エ 儀式及び表彰並びに会議の開催 及び運営に関すること。
- (4) [略]
- (5) 附属機関に対する諮問等に関す ること。
- (6) 附属機関の委員等の任免に関す ること。

部長決裁基準

- (1) [略]
- (2) 市長及び副市長が処理すること が適当であると認めるものを除く、

事務決裁基準表

市長決裁基準

- (1)~(3) [略]
- (4) 条例及び規則並びに重要な訓令 の制定改廃に関すること。
- (5) \sim (8) 「略]
- (9) [略]

ア~イ 「略]

ウ 儀式及び表彰に関すること。

工 会議の開催及び運営に関するこ

(10)~(11) [略] 副市長決裁基準

- (1)~(2) 「略]
- (3) 「略]

ア~イ 「略〕

- ウ 儀式及び表彰に関すること。
- エ 会議の開催及び運営に関するこ <u>と。</u>
- (4) 「略]
- (5) 附属機関の委員等の任免に関す ること。

部長決裁基準

- (1) [略]
- (2) 定例的又は軽易な訓令の改正及 び要綱の制定改廃に関すること。
- (3) [略]

次の各事項の決定に関すること。

ア~イ 「略]

- ウ 事務改善に関すること。
- エ 儀式及び表彰並びに会議の開催 及び運営に関すること。

$(3) \sim (4)$ 「略]

副部長決裁基準

(1) 部長が処理することが適当であ ると認めるものを除く、次の各事項 の決定に関すること。

ア [略]

- イ 事務改善に関すること。
- ウ 儀式及び表彰並びに会議の開催 及び運営に関すること。

課長決裁基準 [略] 主幹決裁基準 「略〕

[別表第2 別記] [別表第3 別記]

別表第4 「略]

ア~イ 「略〕

- ウ 儀式及び表彰に関すること。
- エ 会議の開催及び運営に関するこ
- (4) 附属機関に対する重要な諮問等 に関すること。
- (5) \sim (6) 「略] 副部長決裁基準
- (1) [略]

ア「略〕

- <u>イ</u> 儀式及び表彰に関すること。
- ウ 会議の開催及び運営に関するこ
- エ 附属機関に対する諮問等に関す ること。

課長決裁基準 [略] 主幹決裁基準 「略〕

[別表第2 別記] 「別表第3 別記]

別表第4 「略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 2の条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及び これらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記] 別表第2(第5条関係)

項		区分	専決者	
人事	[略]			
にす事項	職員の <u>国内</u> 出張命令に関する こと。	[略]		
	職員の国外出張命令に関する	部長	副市長	
	<u> </u>	部長を除く職員	部長	
	附属機関の委員等の <u>国内</u> 出張依	頼に関すること。	課長	
財産	1件3,000万円未満の不動産の取	得処分に関すること。	副市長	
にする	動産の取得処分に関すること。	1,000万円以上3,000万円未満	副市長	
事項	C 0	1,000万円未満	部長	
	物品購入の契約に関するこ	500万円以上3,000万円未満	副市長	
	と。	150万円以上500万円未満	部長	
		50万円以上150万円未満	副部長	
		50万円未満	課長	
	<u>行政財産の目的外使用に関すること。</u>			
	[略]			
	公有財産の滅失又はき損に対 する損害賠償若しくは原状回 復に関すること。	20万円以上	部長	
		10万円以上20万円未満	副部長	
		10万円未満	課長	
	[略]			
	不動産、動産等の借入れに関	1,000万円以上	副市長	
	すること。	500万円以上1,000万円未満	部長	
		100万円以上500万円未満	副部長	
		100万円未満	課長	
工事	[略]			
にする	工事検査及び検査報告に関すること。		副部長	
事項	工事請負代金債権の譲渡に係 る承諾に関すること。	[略]		
予算経理	補助金の交付決定及び交付の 取消し並びに事業変更の承認	100万円以上	副市長	
雅 生	駅付し业いに事未変史の角部 	50万円以上100万円未満	部長	

に関する	に関すること。	20万円以上50万円未満	副部長
する事項		20万円未満	課長
	[略]		
	支出負担行為及び支出命令に関	すること。	課長
	委託契約に関すること。	1,000万円以上	副市長
		500万円以上1,000万円未満	部長
		100万円以上500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
情公及個情保にす事報開び人報護関る項	[略]		

[改正後 別記] 別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項 区分 専決者 事関る [略] 職員の出張命令に関するこ [略] 事項 附属機関の委員等の出張依頼に関すること。 課長 財産 不動産の取得処分に関するこ 1,500万円以上3,000万円未満 副市長 関る <u>1,500万円未満</u> <u>部長</u> 事項 動産の取得処分に関するこ 1,500万円以上3,000万円未満 副市長 1,500万円未満 部長 物品購入の契約に関するこ 1,500万円以上3,000万円未満 副市長 500万円以上1,500万円未満 部長 100万円以上500万円未満 副部長 課長 100万円未満 行政財産の目的外使用に関す 重要なもの 副部長 課長 定例的なもの [略]

	公有財産の滅失又はき損に対す すること。	る損害賠償若しくは原状回復に関	<u>部長</u>
	[略]		
	不動産、動産等の借入れに関	1,500万円以上	副市長
	すること。 	1,000万円以上1,500万円未満	部長
		500万円以上1,000万円未満	副部長
		500万円未満	課長
工事	[略]		
にする	工事検査及び検査報告に関する	こと。	課長
事項	工事請負代金債権の譲渡に係 る承諾に関すること。	[略]	
	工事の一部委任又は一部下請負	の承認に関すること。	<u>課長</u>
予算	補助金の交付決定及び交付の	1,500万円以上	副市長
経理に関	取消し並びに事業変更の承認 に関すること。	500万円以上1,500万円未満	部長
する事項		50万円以上500万円未満	副部長
		50万円未満	課長
	[略]		
	支出命令に関すること。		課長
	委託契約に関すること。	1,500万円以上	副市長
		1,000万円以上1,500万円未満	部長
		500万円以上1,000万円未満	副部長
		500万円未満	課長
指管者関る項	指定管理者の指定に係る募集要 すること。	項の策定及び協定書の締結等に関	<u>部長</u>
情公及個情保にす事報開び人報護関る項	[略]		

[改正前 別記] 別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事	専決者	
[略]			
管財課	[略]		
	物品購入及び不用品売買の割約に関すること	500万円以上3,000万円未満	副市長
	の契約に関すること。	150万円以上500万円未満	部長
		50万円以上150万円未満	副部長
		50万円未満	課長
人事課	[略]		
	法令又は条例に基づく附属こと。	機関の委員等の任免に関する	副市長
	規則等に基づく委員会等の員	員の任免に関すること。	部長
	営利企業等の従事許可に 関すること。	[略]	
	[略]		
	<u>給与</u> の決定調整に関すること	課長	
	普通昇給に関すること。	課長	
	臨時職員及び非常勤職員の と。	<u>主査</u> <u>技査</u>	
	職員の手当受給資格の認定に	<u>主査</u> <u>技査</u>	
	[略]		
	委託派遣研修の実施に関	県内	課長
	すること。	<u>県外</u>	部長
経営企画室	部相互間に係る事務事業の調	部長	
	指定統計その他統計調査に関	課長	
	条例の改正を伴わない範囲こと。	部長	
	事務改善の推進に関すること	課長	
情報政策課	IT推進本部計画の決定に関す	副市長	
	情報化推進計画及びIT推進オ	部長	
	電算適用業務の決定に関する	部長	
	電算適用業務の処理計画に関	課長	
	情報処理に係る臨時的業務の	課長	

財政課	<u>一時借入れ及び起債借入れに関すること。</u> <u>部長</u>					
	予備費の充用に関するこ	100万円以上	副市長			
	<u>E.</u>	100万円未満	<u>部長</u>			
資産税課	[略]		•			
納税課	[略]					
	市税の納税の猶予に関すること。	100万円以上	副部長			
	\(\alpha \subset \C \cdot\)	100万円未満	課長			
	[略]					
[略]						
歴史博物館	[略]					
	史料文書の収集及び管理に関	具すること。	[略]			
商工振興課	[略]					
	中小企業診断及び経営改善措	肯導に関すること。	[略]			
	なは商人塾の使用許可に関す	すること。	<u>主査</u>			
	なは商人塾の使用許可の取消し及び使用の停止等に関すること。					
	伝統工芸館の使用許可及び許可の取消し等に関すること。 課長					
	伝統工芸館の利用料の減免及び還付に関すること。 課長					
	伝統工芸館の特別設備の許可に関すること。 課長					
	IT創造館の入居企業選定に関すること。 副市長					
	IT創造館の使用許可、その耳	対消し等に関すること。	<u> </u>			
	IT創造館の研修室、会議室等の使用許可、その取消し等に 関すること。					
	IT創造館の使用料の減免及び	バ還付に関すること <u>。</u>	課長			
	那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者との協定に関する 副市 工と。 那覇市ぶんかテンブス館の利用料金の承認に関すること。 部長					
	那覇市ぶんかテンブス館の入居用施設の公募等の承認に 割すること。					
労働農水課	[略]					
	延滞金の減免に関すること。					
	補助に係る優良農機具の指定に関すること。 課:					
	家畜及び家きんの防疫実施に関すること。					
	<u>病害虫駆除に関すること。</u> <u>課長</u>					

	砂利採取法に基づく要請に関すること。	部長		
[略]		-		
環境政策課 [略]				
	器具の検査及び器材の改造修理の措置に関すること。	[略]		
	移動食器洗浄車の使用許可に関すること。	課長		
福祉政策課	民生委員に関すること。	[略]		
	災害援助に関すること。	部長		
	[略]			
障害福祉課	[略]			
[略]				
健康推進課	予防接種法に基づく予防接種に関すること。	[略]		
	結核の予防診断及び予防接種に関すること。	課長		
	母子保健法に関すること。	[略]		
	[略]	<u>'</u>		
	健康づくりに関すること。	[略]		
	老人保健法(医療以外)に関すること。	課長		
	臓器移植及び腎バンクに関すること。	課長		
	エイズ及び麻薬・覚醒剤乱用に関すること。	課長		
	保健団体等への助成に関すること。	副市長		
	地域看護学実習生の受入れに関すること。	課長		
	医療に係る連絡調整に関すること。	部長		
	母子健康手帳の交付に関すること。	課長		
国保・後期 高齢医療課	[略]			
[略]				
建築指導課	[略]			
	建築物の <u>使用</u> の承認に関すること。	副部長		
	違反建築物の是正通知に関すること。	副部長		
	建築基準法による意見の聴取に関すること。	副部長		
	優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。	副部長		
	一団地計画の承認に関すること。	[略]		
	[略]	1		

[改正後 別記] 別表第3(第5条関係)

個別専決事項

	•		
所属	事	専決者	
[略]			
管財課	[略]		
	物品購入及び不用品売買 の契約に関すること。	1,500万円以上3,000万円未 <u>満</u>	副市長
		部長	
		100万円以上500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
人事課	[略]		

		貫すること。	副市長		
	営利企業等の従事許可に	1			
	関すること。				
	[略]				
	職員の給料の決定調整に関す	すること。	課長		
	職員の手当受給資格の認定は	こ関すること <u>。</u>	主査		
	臨時職員及び非常勤職員のること。	雇用保険及び社会保険に関す	主査		
	[略]				
	派遣研修の実施に関する	<u>国外</u>	部長		
	こと。	国内	課長		
企画調整課	部相互間に係る事務事業の認	周整 決定に関すること。	部長		
	指定統計その他統計調査に関	関すること。	課長		
財政課	一時借入れ及び起債借入れる	こ関すること <u>。</u>	部長		
	予備費の充用に関するこ	100万円以上	副市長		
	<u> </u>	100万円未満	<u>部長</u>		
情報政策課	IT推進本部計画の決定に関す	副市長			
	情報化推進計画及びIT推進ス	<u>部長</u>			
	電算適用業務の決定に関する	<u>部長</u>			
	電算適用業務の処理計画に関	課長			
	情報処理に係る臨時的業務の	課長			
行政経営課	条例の改正を伴わない範囲こと。	部長			
	事務改善の推進に関すること	<u>課長</u>			
資産税課	[略]				
納税課	[略]				
	市税の納税の猶予に関するこ	市税の納税の猶予に関すること。			
	[略]				
[略]					
博物館	[略]				
	史料文書の収集及び管理に関	[略]			
	展覧会、講演会、講習会等の	- I 	部長		
	金画、運営及び実施に関する	軽易	課長		

	<u> </u>					
	博物館関係団体との調整並び	課長				
	に関すること。					
	資料の寄託受入れ及び返却に	課長				
	資料の貸出しに関すること。	<u>重要</u>	<u>部長</u>			
		軽易	課長			
	館報等に関すること。		課長			
商工農水課	[略]					
	中小企業診断及び経営改善指	導に関すること。	[略]			
	補助に係る優良農機具の指定	に関すること。	課長			
	家畜及び家きんの防疫実施に	関すること。	課長			
	病害虫駆除に関すること。		課長			
	砂利採取法に基づく要請に関すること。					
<u>なはまちな</u> か振興課	[略]					
<u> </u>	延滞金の減免に関すること。					
	なは商人塾の使用許可に関すること。					
	なは商人塾の使用許可の取消し及び使用の停止等に関すること。					
[略]						
環境政策課	[略]					
	器具の検査及び器材の改造修理の措置に関すること。					
	地球温暖化対策に関すること。					
福祉政策課	民生委員に関すること。					
	<u>被災者支援</u> に関すること。					
	[略]					
<u>障がい福祉</u> <u>課</u>	[略]					
[略]	'					
健康推進課	予防接種に関すること。	課長				
	母子保健法に関すること。	[略]				
	[略]					
	健康づくりに関すること。		課長			

	がん検診に関すること。	課長			
	献血、臓器移植、腎バンク、エイズ、麻薬・覚醒剤乱用防	課長			
	止の啓発に関すること。				
	医療に係る連絡調整に関すること。	課長			
国保長寿医 療課	[略]				
[略]					
建築指導課	[略]				
	建築物の <u>仮使用</u> の承認に関すること。	課長			
	違反建築物の是正通知に関すること。	課長			
	建築基準法による意見の聴取に関すること。	課長			
	<u>租税特別措置法に基づく</u> 優良宅地及び優良住宅の認定に 関すること。	<u>課長</u>			
	[略]				
	建築基準法に基づく建築協定の認可に関すること。				
都市計画法に基づく開発行為許可申請の県知事への副申に 関すること					
	那覇市地区計画区域等における建築物の制限に関 する条例に基づく認定に関すること。	副部長			
	建築基準法に基づく全体計画の認定に関すること。	課長			
	建築基準法第12条に基づく報告に関すること。	<u>課長</u>			
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定に関すること。	課長			
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定に関すること。	課長			
	福祉のまちづくり条例に基づく事前協議及び完了検査に関すること。	課長			
	バリアフリー法に基づく特定建築物の建築等維持保全に関 する認定に関すること。	課長			
	駐車場法に基づく駐車施設付置の届出及び認定に関すること。	<u>課長</u>			
	都市計画法に基づく地区計画の届出に関すること。	課長			

	公庫融資住宅の設計及び現場	湯審査に関すること。	<u>課長</u>		
[略]					
契約検査室	歩掛等の調整に関すること。		課長		
	[略]				
	請負工事の予定価格 <u>及び</u> [略] 最低制限価格の設定に関 すること。				
	調査、設計及び検査の委託 契約に関すること。 [略]				
	調査、設計及び検査の予定 価格 <u>並びに最低制限価格</u> に関すること。				
[略]					
市営住宅室	[略]				
	市営住宅の入居資格者決定の基準に関すること。				
	[略]				
土木管理事 務所	工事用資材の譲与に関するこ	副部長			

4	
	
	//\
_	73 7

那覇市告示第181号 平成21年3月13日 掲 示 済

建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 11 条の 4 第 3 項の規定に基づき、那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程

図書の閲覧等の規程(昭和54年那覇市告示第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2の規定に基づく建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第3項の規定による同条第1項の書類(以下「書類」という。)の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 書類の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、那覇市都市計画部建築指導課とする。

(閲覧の時間等)

- 第3条 書類を一般の閲覧に供する時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、 午後0時から午後1時までを除く。
- 2 書類を一般の閲覧に供しない日(以下「休日」という。)は、次の各号に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - (4) 6月23日(慰霊の日)
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、閲覧に供する時間を変更し、又は臨時に休日とすることができる。
- 4 前項の規定により、閲覧に供する時間を変更し、又は臨時に休日とする場合は、 あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第4条 書類を閲覧しようとする者は、建築計画概要書等閲覧者名簿(第1号様式)に 所定の事項を記入し、閲覧しようとする書類に係る建築物又は工作物を特定して 閲覧の請求をしなければならない。

(遵守事項)

- 第5条 書類の閲覧にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
 - (2) 当該書類を外部に持ち出し、又は汚損、棄損若しくは加筆の行為をしない こと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(閲覧の禁止等)

第6条 市長は、この告示に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、書類の 閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

付 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

建築計画概要書等閲覧者名簿

閲	覧	年	月	目	年	月	月
田田	閲覧	者	住	所			
兒		1	氏	名			
閲	覧		書	類			
閲	覧 理	由					
閲	覧	年	月	日	年	月	日
用用	覧	者	住	所			
閲	見	11	氏	名			
閲	覧		書	類			
閲	覧 理	由					
閲	覧	年	月	月	年	月	月
閲	覧	者	住	所			
154		^⊟ 	氏	名			
閲	覧		書	類			
閲	覧 理	由					
閲	覧	年	月	月	年	月	月
閲	覧	者	住	所			
兄	見	11	氏	名			
閲	覧		書	類			
閲	覧 理	由					

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第1号 平成21年3月18日 施 行 済

那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程(平成4年那覇市消防本部訓令第1号) の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「条例」という。)第3条ただし書及び第4条並びに那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第2条第1項、第3条の<u>規程</u>に基づき、隔日勤務の消防職員(以下「隔勤者」という。)の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 「略]

2 隔日勤務の職員の勤務時間は、1週間 当たり<u>40時間</u>とし、その割振りは消防長 が定める。

(休憩時間)

第4条 隔勤者の休憩時間は、午前9時から午後<u>5時45分</u>までの間に<u>45分</u>、午後<u>5時45分</u>から翌日の午前9時までの間に<u>7時間15分</u>とし、個々の休憩時間については、所属長が指定する。

2 [略]

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「条例」という。)第3条の2及び第4条並びに那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第2条第1項、第3条の規定に基づき、隔日勤務の消防職員(以下「隔勤者」という。)の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 「略]

2 隔日勤務の職員の勤務時間は、1週間 当たり<u>38時間45分</u>とし、その割振りは消 防長が定める。

(休憩時間)

第4条 隔勤者の休憩時間は、午前9時から午後<u>5時30分</u>までの間に<u>1時間</u>、午後<u>5時30分</u>から翌日の午前9時までの間に<u>7時間30分</u>とし、個々の休憩時間については、所属長が指定する。

2 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日より施行する。